

個人情報保護法の見直しの論点；

最大の課題は、

官が法を隠れ蓑

に使うのをたやすこと

個 個人情報保護法の見直し論議が活発化している。2005年4月の全面施行から1年以上も経過し、問題点もかなり鮮明になってきたからだ。

こうした中、内閣府は、2005年度の個人情報漏えい事案（民間事業者の公表ベース）の集計を作成。6月30日に、前年度比3.8倍の1,556件に達したことを、国民生活審議会個人情報保護部会に報告した。中央省庁が個人情報管理の一斉点検を実施したことや、事業者の意識が高まり小さな事案も公表するようになったことが、大幅増加の主な要因のようだ。漏えい情報の98.4%が顧客に関する情報。大部分の事案に氏名や性別のほか、金融機関の口座番号、クレジットカード番号など重要情報が含まれていた。

近年、官も民も必要以上に個人情報を出し流す「過剰反応」が問題化している。事件を起こした公務員の相次ぐ匿名公表。公務員の年齢や入省歴の公表の差控え。法の根拠に基づく照会への回答の拒否等々、事態は深刻化している。また、市民の間でも、こどもの運動会の写真を

被写体となった本人や保護者の同意なしにクラスメートに配るのは問題ではないか。あるいは、こどもの保護者がクラス参観でビデオ撮りするのは禁止すべきだ。町内会の名簿を住民に配るのは5千件以下なので法の適用対象外でどんな配り方をしても問題はない等々。「第三者提供」という言葉が独り歩き、混乱に拍車をかけている。

日弁連は7月26日、内閣府の国民生活審議会に、法の運用を監視する第三者機関の設置を求めるなどの提案を含む意見書を提出した。法が全面施行されて以来、“官が法を隠れ蓑”に使う不適切な事例が相次いでいることを重くみたためだ。同法を改正して、情報提供の制限規定に例外を追加することや、現行法について「情報の性質や提供先を区別せず第三者への提供を一律に規制し、例外規定も不十分だ」と指摘。例外規定に 公務員の職務遂行に関する職名や氏名、法人代表者の氏名など慣行として公にされている情報 情報の種類や提供の目的・方法などに照らして相当な理由があるときなどを追加するべきだとしている。

政府は、国民生活審議会・個人情報保護部会にはかつて、08年をメドに改善策を示す方向だという。役人に主導された審議会が、“官が法を隠れ蓑”の典拠に使うことを幅広く認める方向に向かわないように、市民の厳しい監視が必要だ。

2006年10月10日

PIJ代表 石村 耕治

主な記事

- ・ 巻頭言 ~ 個人情報保護法見直しの論点
- ・ 問われる租税立法のあり方
- ・ ひ弱なわが国のプライバシー保護環境の実態
- ・ 税務・社会保険業務の民営化の課題
- ・ 今度は社会保障番号だって、番号管理はもうたくさんだ
- ・ 宇都宮市教委、小中生個人情報保護取扱指針を公表

租税立法のあり方を問う

— 納税者・税理士に“寝耳に水”の
「オーナー役員給与立法」などへの対応を考える

《話し手》石村 耕治 (PIJ代表・白鷗大学教授)

《聞き手》我妻 憲利 (PIJ事務局長・税理士)

平成18(2006)年度の税制改正に
関し、「オーナー社長の給与所得控除
相当額を会社の損金に算入しない」と
いう増税案が唐突に提出され、成立した。この
改正案は、税の専門家や中小企業者には、まさに「寝耳に水」。多くの税理士や税理士会が消極的姿勢あるいは懸念を表明したが、後の祭りであった。

また、こうした意見表明をした国税局管内の税理士会に対し、国税当局より、「改正に黙って従え」といった趣旨の「圧力・介入」があった。国税当局の「役所が全知全能、完全無欠」というような態度は、明らかに憲法の保障する三権分立、表現の自由、団体の自治を妨げるものといえる。2006年2月16日には、この件に関し河村たかし民主党衆議院議員が、内閣総理大臣に質問趣意書を提出し、2月24日に回答を得た。CNNニュース45号に掲載したように、「圧力・介入」の事実があったことが確認された。

立法府は、税制改正にあたり、各界の意見を聞くなどよく手続きを尽くし、まっとうな議論をすることが大事である。しかし、法律を書いている国の役人は一枚上手である。こうした民主的な手続を踏んでいたら、法案を通すことは難しいことを悟っている。で、今回のように、行政庁である国税当局は、唐突に法案を仕上げ、内閣を通じて、国会にだしてくるわけだ。

靖国がどうだ、南京虐殺はなかったとか、わけのわからないことをいっている国会議員も多くは、法案作成では無能に近い。だから、ゴーストライターの役人はやりたい放題。あるいは、議員が、ゴーストライターである役人へのロビイスト(ゴーストライターの役人へ働きかけをする人)のような子役を演じているのが常態。元役人の議員を除けば、ほとんどは、自分でシナリオを書く能力もないし、訓練も受けていない。

いずれにしろ、このように、内閣を通じて、役人が国会にだしてくる法案は、一般に、「政府提出法案」あるいは「閣法」と呼ばれる。また、こうした法律の作り方は「政府立法」と呼ばれる。一方、議員が法案を仕上げ、国会に提出、成立をはかるやり方は「議員立法」と呼ばれる。

このように、租税立法にも、理論的には、政府立法と議員立法がある。しかし、現実には、財務省(主税局)など行政府が税金の法律をつくる政府立法一辺倒の状態である。そして、「唯一の立法機関」であるはずの国会には、こうした現実を当然視する風潮にある。

今回は、かねてから、わが国の“租税政府立法一辺倒状態”を批判してきている石村耕治PIJ代表に、「租税立法のあり方」について我妻憲利PIJ事務局長が聞いた。

(CNNニュース編集部)

租税政府立法と租税議員立法

(我妻)憲法は、41条で「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。」と定めています。この規定を文字どおり読むと、国

會議員が努力して法律をつくる、いわゆる“議員立法(国会単独立法)”が唯一のルートのようにみえます。ところが、わが国の立法手続には、“政府立法(内閣提出法案、いわゆる「閣法」)”という、もう一つのルートがあるわけですね。

(石村) そうです。つまり、国のたて割り行政のルールに従い、その事務を所管する役所(省庁の担当局・課)が中心となって法律をつくるルートです。

租税政府立法と租税議員立法

(我妻) 税金は国民の代表者からなる国会が定めた法律で課さなければならないとする「租税法律主義」のルールがあるわけです。とくに、租税立法の分野では、立法に国会が積極的に関与するように求めているわけですね。

(石村) そうです。ですから、税金立法の分野では、議員立法が中心であるべきともいえます。

(我妻) ですが、実態は、議員立法は、税金関連では極めて低調なわけですね。

(石村) 仰せのとおりです。この点について、2003年第156回国会の立法状況で見てみましょう。議員立法全般では、法律案の可決成立率は、衆議院15%、参議院9%の状況です。これに対して、政府立法では、96%です。一方、税金関連法律案だけの可決成立率は、議員立法1件のみ。これは、恒例の農業関係の課税除外措置で、与野党議員が合意で成立している法案です。したがって、この法案を除けば、税金関連法案だけの可決成立率は、議員立法では皆無に近い状況です。これに対して、政府立法では税金関連法案の可決成立率は100%です。

第156回国会での立法状況

議員提出法案	
《衆議院》 (計) 92	(内) 可決成立14、継続59、 否決9、撤回2、未了8 〔税金関連 (計) 1 (内) 可決成立1〕
《参議院》 (計) 22	(内) 通過2、継続1、撤回3、 委員会未付託1.3、未了3 〔税金関連 (計) 0 〕
政府提出法案	
《衆議院》 (計) 126	(内) 可決成立122、継続4 〔税金関連 (計) 6 (内) 可決成立6〕

第156回国会衆議院公報130号(3)、第156回国会参議院公報134号(2)(2003年7月28日)を使って作成

(我妻) こうした資料的な裏づけは、状況把握には有用ですね。それこそお役所がゴーストライティングした法律案が、国会を闊歩している状況がよくわかりますからね。

(石村) まあ、こうですから、「ファイアー」と

か叫んでいるプロレスラーも議員バッチをつけて、国民の代表として活躍できるわけです。

(我妻) 「何事も、肯定的にとらえる」精神が必要だと思いますが(笑い)。

租税政府立法が成立するまでのプロセス

(石村) とமாகく、わが国では、政府立法が全盛です。

(我妻) 税金の立法では、とくにその傾向が顕著ですね。それでは、政府立法ができるまでのプロセスについて、教えてください。

(石村) わかりました。税法改正法の企画立案から成立までのプロセスは次のとおりです。

《ステップ1》 租税政府立法案の検討
<p>租税政府立法、つまり租税や税理士制度など国税の企画・立案の事務を担当するのが財務省主税局です。主税局は、通常の税務行政事務をまったく担当しない特別の役所です。例えば、所得税や法人税の企画立案は、主税局第一課が担当することになっています(財組令33)。</p> <p>担当課は、税法改正案の作成に先立ち、内容の検討を行います。その際に、実態の調査、資料の収集、関係業界や団体などから意見や要望を聞きます。また、現行法の問題点を含む調査・分析を行います。</p>
《ステップ2》 政府税調への諮問(しもん)
<p>税制改正の内容については、まず政府税制調査会(政府税調)で審議されることが基本です。そこで、担当課は、法律案の作成に入る段階で、ふつう政府税調(http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/zei1.htm)に対し、その案件の調査・審議を諮問します。ちなみに、政府税調は、内閣府に置かれ、首相の諮問を受けて、租税制度についての案件を調査・審議することをねらいに設けられた内閣府付属の機関です(内設法37、税制調査会令)。</p>
《ステップ3》 調整・協議
<p>担当課は、ふつう、政府税調への諮問後、法案作成に入ります。この際に、担当課は、局内の審査・調整、省(庁)内の審査・調整を行います。また、他の省庁との協議を行います。例えば、罰則が関係するときには、法務省と協議します。同時に、担当課は、その案件について、関係業界や団体などに説明し、調整を行います。また、いわゆる「族議員」との協議・折衝を重ね、調整を進めます。とくに、与党の税調や連立与党の税制審議機関(税制協議会)がとりまとめた「与党税制改正大綱」をもとに協議を重ね、調整を進めます。</p>
《ステップ4》 内閣法制局の審査
<p>こうした調整を経て、財務省は税制改正大綱をつくり、それにそった国税の改正法案(法律案)を作成し</p>

<p>ます。そして、法律案は、法制的な面でのチェックを受けるために内閣法制局の審査に付されます。</p>
<p>《ステップ5》 与党審査</p>
<p>内閣法制局の審査を経た法律案は、与党の審査に付されます。</p>
<p>《ステップ6》 次官会議・閣議</p>
<p>与党審査が終わると、法律案は、次官会議、ついで閣議に諮られます。承認されれば、国会に提出されます。</p>

(我妻) 大体わかりました。「財務省主税局」って、「行政府」に分類されるわけですよ。ここが、ほとんどの税法の素案を仕上げちゃうのに、誰も不思議がらないのも、もっと奇怪ですけど。
(石村) まあ、こうした点については、後で詳しくお話しします。

租税議員立法が成立するまでのプロセス

(我妻) それで、もう一方の議員立法について、お話しください。
(石村) 租税議員立法案は、衆議院議員は衆議院に(「衆法」)、そして参議院議員は参議院に(「参法」)、それぞれ提出(発議)することになっています。ほかに、委員会提出の議員立法があります。この場合には、その委員会に委員長(例えば、国税の改正法案については財務金融委員長《衆院》ないしは財政・金融委員長《参院》、地方税法の改正案については、総務委員長《衆参》)が法律案の提出者となります。
(我妻) まあ、議員立法法案の提出先については、わかりました。次に、税法改正法の企画立案から成立までにプロセスについて、お話しください。
(石村) おおまかにいうと、次のとおりです。

<p>《ステップ1》 議院法制局での法案作成</p>
<p>議員立法は、議員本人や議員を補佐する政策担当秘書、さらには政党の政務調査会や政策審議会のスタッフなどからできます。しかし、提案の背後には、業界や労働界、市民団体など各界から陳情や依頼がある場合が多いのが現実です。議員が考えた提案は法律にまとめあげられなければなりません。おおまかな提案は議院法制局に持ち込まれます。 政府立法の場合、内閣法制局の任務は、各省の担当課(局)がつくってきた法律案の審査だけです。これに対して、議院法制局の職務は、政策の立案はもちろんのこと、具体的な条文化作業を行います。とはいえ、議院法制局のスタッフはあくまで提案者の提案した政策内容を忠実に法律案の形に表現する役割を担っているだけです。自らが政策を提唱する立場にはあ</p>

りません。
法律案を作成する作業の過程で、外国の立法例を参照する必要がある場合もでてきます。この場合には、国立国会図書館の調査及び立法考査局(「立調」)に調査を依頼することができます。また、立法事実などに関する行政情報などが必要になる場合もでてきます。この場合には、各議院に置かれている常任委員調査室などに、その収集や助言を依頼できます。
法律素案ができ上がれば、法制局内審査(部長、法制次長、法制局長)を経て、法律案となります。

<p>《ステップ2》 政党内審査</p>
<p>法律案ができ上がると、提案者の所属政党の関係機関の了承を得る手続きをとることになります。この手続きは、基本的には政府提出法案の場合も同じです。</p>
<p>《ステップ3》 法律案の提出要件</p>
<p>政党内審査を経た後、法律案の提出(発議)は、所属政党の議長に対して行われます。ただし、提出にあたっては、一定の要件を満たす必要があります。具体的には、(a) 政党内(会派)審査を経た旨を証明する機関の承認印、(b) 一定の賛同者(衆院では、予算を伴う法律案のときには50人以上、それ以外のときには20人以上、参院ではそれぞれ、20人、10人)、(c) 予算を伴う法律案のときには、経費算定文書の添付など。</p>

(我妻) 内閣法制局は、知っていましたが、各議院には、議員立法のゴーストライティングする衆議院法制局、参議院法制局があるのは、知りませんでした。
(石村) まあ、法令用語は難解ですから。お助けマン・ウーマンがいるのは、仕方ないと思います。ステップ1のところで説明したように、「議院法制局のスタッフはあくまで提案者の提案した政策内容を忠実に法律案の形に表現する役割を担っているだけ」ですから。まあ、もっと本質的な問題もありますので、後でとりあげたいと思います。

国会での審議

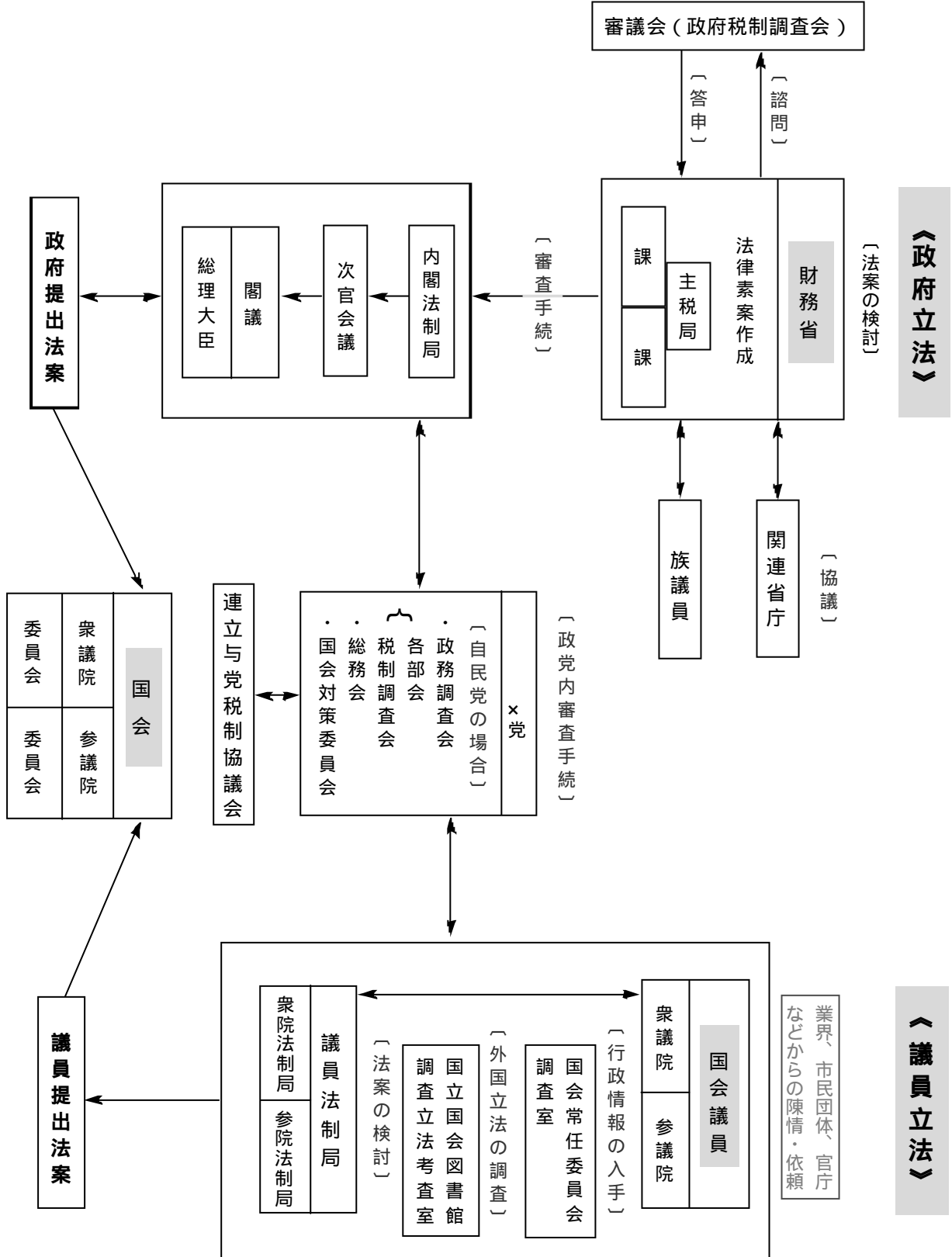
(我妻) 次のプロセスですが、政府立法にしる、議員立法にしる、法案が国会に上程することになりますよね。
(石村) そうですね。現在の国会法では委員会中心主義が採られています。法律案の実質的な審査(正式には、本会議では「審議」、委員会では「審査」といいます)は、付託された委員会で行われます。
国税の改正法案については、衆院では財務金融委員会、参院では、財政・金融委員会で審査され

ます。一方、地方税法の改正案については、衆院、参院ともに総務委員会で審査されます。審査後、本会議に付されます。可決されると、もう一方の議院に送られます。そこでも可決されると、

改正法案は成立し、改正法に定められた日から施行されます。

(我妻)一応の立法プロセスはわかりました。

【参照】 日本の立法過程の構図



アメリカでは議員立法だけ

(我妻) アメリカ連邦議会では、「議員立法」しかないと聞きましたが。

(石村) そうですね。確かに、法案を提出できるのは、上院議員と下院議員だけです。それから、提出するには賛成議員が何人以上とかの要件はありません。複数議員による共同提出の場合は、法案の最初に氏名が入る人を提出者 (Sponsor)、2番目以後に名前が入る人を共同提出者 (Cosponsor) といいます。委員会提出法案の場合には、その委員会の委員長ないし小委員長が、個人の名前で提出します。

(我妻) それでは、わが国の政府提出法案のようなルートは、アメリカにはないのですか。

(石村) ないです。ただ、実際に議会に提出される法案には、大統領、行政官庁から依頼を受けて、議員が提出するものも多いようです。

(我妻) アメリカの場合、大統領は、年頭の一般教書の中で政策を明らかにしますよね。

(石村) そうです。一般教書の中で、連邦議会に必要な立法を行うようにすすめます。この他に、議会各院や議員に手紙を書いて法律をつくるように要請することもやっています。

(我妻) この場合の法案の扱いは？

(石村) 大統領の依頼に従ってつくられた法案は、慣例として、議会委員会の委員長ないし小委員長に提出されます。

(我妻) 行政官庁からの依頼でつくられた法案の場合は？

(石村) まあ、税法の場合、大規模な税制改正などを行うときには、連邦財務省が法案を仕上げ、所管の委員会の委員長が有力議員に依頼するのが慣例のようです。ただ、議員自身の提案でない法案については、「依頼により (By Request)」と法案に表記されます。まあ、実際には、表記されないものも多いようです。この他に、市民団体や州ないし地方団体からの依頼によって提案される法案もあります。

(我妻) 大統領とか行政官庁から依頼された法案は、議員がそのまま、連邦議会に提出するのですか？

(石村) 議員は、そうした法案の場合にも、かなりの利害団体の意見を取り入れた上で、最終調整された法案を議会に提出するのがふつうです。それから、連邦議会では、直接本会議で審議される

法案もありますが、法案の審議は一般に“委員会中心主義”に従っています。税法の法案の場合、具体的な審議は、下院の歳入委員会 (Ways & Means Committee, House of Representatives) から開始されることになっています。

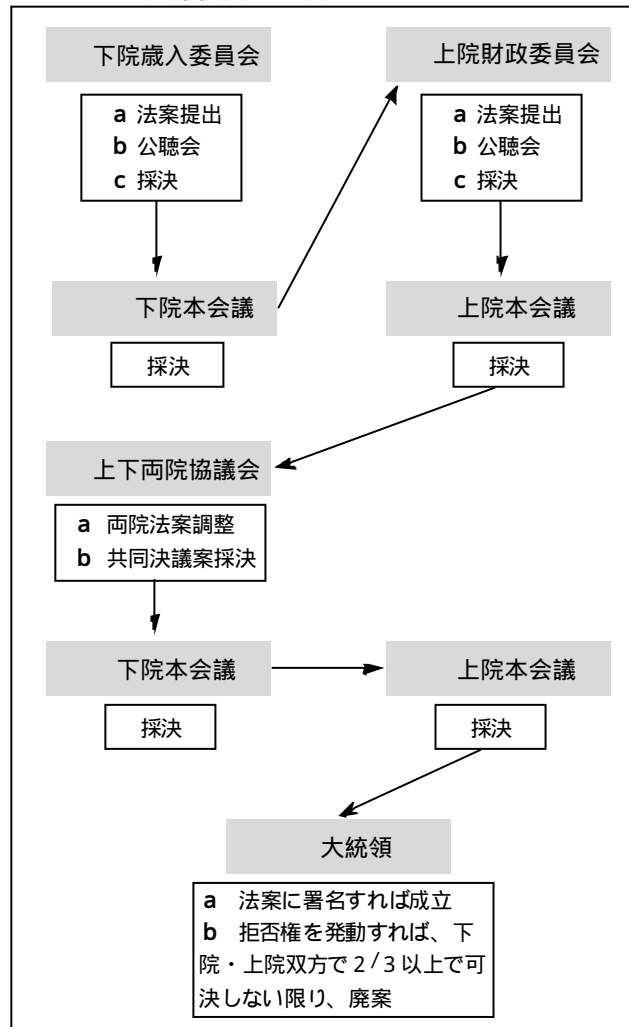
(我妻) ということは、アメリカの連邦議会では、不動産所得の損益通算封じ立法や役員給与立法が、財務省から大統領を通じて唐突に議会に出され、まともな議論もなしに成立することは考えられない、ということですね。

(石村) 実質的な意味での“政府立法”も、形式的には議員の手を通じて出さないといけない仕組みになっていますから、ありえないと思います。

(我妻) よく考えてみれば、立法府が唯一の立法機関であるわけですから、いかなる法案も必ず議員の手を通して提出されなければならないというのは常識なはずですよ。

(石村) その常識が通用しないから、わが国は問題なわけですね。日本では、裁判所も、「政府立法は憲法違反ではない」との判決を下していますし。

アメリカ連邦税法の立法プロセス



役所頼みで、“立法府”はロビイスト 集団化

(我妻)話をわが国に戻しますが、国会議員が、これほど行政依存では、行政に自己改革をせまる法案や行政の特権を剥奪するための改正法案を仕上げるとなると、それこそ至難の業となるわけですね。

(石村)そうです。ともかく、国家権力が集中すると、ろくなことがない。こうしたことから、国家権力を「立法・行政・司法」の3権に分割して、チェック・アンド・バランスを考える。これが、近代の民主主義の手法です。わが国の憲法も、この考え方を盛り込んでいるわけです。

(我妻)しかし、現実には、税金一つとってみても、立法プロセスは全部、財務省のお役人に握られている。誰がみても、三権分立を基本としている憲法からすれば、首をかしげたくになりますよね。

(石村)仰せのとおりです。その上、行政は、国税不服審判所とかをつくって、しかも“不服申立て前置主義”とかをおいて、司法府に機能を大々的に代替することをやっているわけですから。立法機能のみならず、司法機能も担当しているのは、“小さな政府”は掛け声倒れになるのも必至です。

(我妻)そういうことですね。立法機能のものを取り上げてみても、行政機関であるはずの「財務省主税局」は、租税政府立法を一手に担っているわけでしょう。

(石村)そうです。ともかく「財務省主税局」は、「総務課」、「調査課」、「税制第一課」、「税制第二課」、「税制第三課」および「国際租税課」の6つの課からなっています(財組令30~36)。主税局は、局長1人を入れて、100数人程度の規模です。

(我妻)ということは、財務省主税局、通常の税務行政事務はやってないわけですね。

(石村)そうです。通常の税務行政事務は、財務省の外局である「国税庁」が担当しています。

(我妻)一方、地方税については、国の法律である地方税法をモデルに、地方団体が税条例を定めて、税金を賦課徴収していますが。

(石村)そうですね。この地方税法づくりをしているのも国の役人です。地方税についての調査、企画立案を担当する国の組織は「総務省自治税務局」です。昔は「自治省」と呼ばれた役所です。

(我妻)確かに、地方税の課税は、各地方団体の税務担当部課が、国が定めた地方税法に沿って税条例を企画立案、さらには税務行政事務を行っていますね。

問われる問答無用の税制改正のやり方

(我妻)2004(平成16)年度税制改正のときのことでしたが。「土地、建物等の譲渡損失の他の所得との損益通算の廃止」をめくり、改正点の遡及適用や周知期間がないなどの問題で、税の専門家団体と争われました(日本経済新聞2004年3月8日朝刊参照)。

(石村)このケースでは、個人が居住用以外の土地の売却損を他の所得と損益通算できる制度を、2004(平成16)年1月に遡って廃止する税制改正をめくり、政府と税界・野党が反目しました。税理士会や公認会計士協会などは、遡及立法の違法性やこの改正を納税者に知らせる周知期間が設けられていないなどを理由に、この改正案実施に反対しましたですね。

(我妻)にもかかわらず、政府や与党は、この損益通算の駆け込み利用を避けるねらいから、財務省が仕上げた改正を1月に遡って適用する税法改正案を、強引に成立させました。

(石村)遡及課税の問題もあり、あれは問題の多い改正だと思います。

(我妻)それから、石村代表もご承知のように、平成18(2006)年度の税制改正に関し、「オーナー社長の給与所得控除相当額を会社の損金に算入しない」という増税案が唐突に提出され、成立しました。

(石村)この改正案は、税の専門家や中小企業者には、まさに「寝耳に水」。多くの税理士や税理士会が懸念を表明したが、後の祭りでしたね。

(我妻)こういう立法のやり方をみてみると、税理士会とかも、座し黙って役所のやり方を見過ごしていらなくなるわけです。

(石村)それに、こうした唐突な法改正に「異議あり」の表明をした国税局管内の税理士会に対し、国税当局より、“改正に黙って従え”といった趣旨の「圧力・介入」があった。

(我妻)まあ、ほとんどの税理士は、こう唐突な改正をやられると、顧問先にも説明がつかないわけです。

(石村)こうした改正に“物申す”と、国税当局は“お上に逆らうとは不屈き者”のような態度を

とる。問答無用の態度です。明らかに憲法の保障する三権分立、表現の自由、団体の自治を妨げるものといえますよね。で、2006年2月16日には、この件に関しPIJ相談役の河村たかし民主党衆議院議員が、内閣総理大臣質問趣意書を提出した。それで、2月24日に回答を得ました。

(我妻) CNNニュース45号に掲載したように、「圧力・介入」の事実があったことが確認されましたが。

(石村) こうした改正はすべて、政府立法で行われました。

国民の意見はどこで聞く？

(我妻) 何で、これだけ成熟した日本で、どうして、こうした手法を繰り返しているのか、理解に苦しみますよね。

(石村) まあ、財務省としては、政府税制調査会という審議会が用意されており、この審議会には、国民各界からの代表者に参加してもらっている。だから、「雑音」は聞く必要がないという態度です。

(我妻) しかし、財務省の言うこと聞く連中だけを集めて、国民各界の意見を聴いたといえるのでしょうか。

(石村) まあ、税理士会からも、委員が参加しているのでしょう。

(我妻) ……確かに、そうですね。

(石村) こうした具合だから、この国はよくなる。役所の審議会の委員となると「偉いこと」だと思ってしまう。で、異見・反論をいうと辞めさせられる。あるいは、次はない。で、難人形みたいに座って、役所に嫌がることは一切いわない。まあ、「護身術」みたいなものでしょうか。若い大学教員なんか、役所の金魚の みたいに なって喜んでる人はたくさんいますよ。

(我妻) 「社会科学は批判の科学である」とか言われますが。学者先生に、そんな気概のある人は少ないということでしょうか。

(石村) 役所の審議会の委員になっても、「次はない」って割り切って、辞めるつもりで発言すれば、問題ないわけですよ。

(我妻) ところが、進んで御用学者になろうとするのでしょうか。

(石村) この「美しい国」には、「産官学共同」って「美しい言葉」がありますから(笑い)。

(我妻) 「役人社会主義の国」の租税政府立法が

「美しくみえるように厚化粧を施している」のが「政府税調」、というところでしょうか。

税理士会も「同じ穴のむじな」？

(石村) 2004(平成16)年の税理士法改正では、例えば、試験制度改正一つとってみても、大学側の意見を聴いたのでしょうか。税理士会と役人がつるんですすめたのではないですか？

(我妻) まあ、ご想像にお任せするしかないですが……。

(石村) ダブルマスターで、税理士になれるのはオカシイ。指摘はそのとおりです。しかし、大学側に税理士会の意向を開示し、意見を聴取し、立法手続きを尽くして、法改正に臨んだのでしょうか。大学側にも、試験をもっと基本的な簡易なものにして、その代わり特例は廃止してもいいのではないかとの意見があります。実は、ダブルマスターの恩恵を蒙っている人たちのかなりの数は、税理士の2世、3世です。こうした人たちでも、実務を積んでいけば、税理士としてちゃんとやっていけるわけです。ということなら、今のやたらと難解な税理士試験の方が問題だと思う大学人も多いわけです。各大学院には、所轄の国税局から、「税理士法の改正を知っていますか」という趣旨のお尋ね(アンケート)が来ていたくらいですから、まさに「唐突な改悪」だったわけです。

(我妻) まあ、そう言われればそのとおりですね。

(石村) 税理士会と財務省・自民党がグルになって、「ヤミ取引」をする。これが、恒例の税理士法改正の手法でしょう。

(我妻) 「自分のふりみて、他人のふりをなおせ」といわれれば、「ごもつとも」としか言いようがないですよね。

(石村) 東京税理士会が2006年6月に出した「税理士の資格取得制度及び試験制度に関する意見」(東京税理士界594号所収)では、公認会計士や弁護士が税理士業務を行う資格を得るには、必ず税理士試験1科目に合格することを条件とする法改正を行うように提案していますよね。

(我妻) そうですね。

(石村) しかし、公認会計士は、国際資格です。別途試験に合格しなければ税務を扱えない公認会計士など、どこの国にもないのではないのでしょうか。こうした国際的に通用しないような提案は、グローバルな視野を欠いた島国のギルド組織の近視眼的な提案以外の何ものでもないようにみえます。

(我妻)東京税理士会は、「税理士法改正のフロントランナー」を自認しているところがあるかも知れませんが、「近視眼的」といわれるのは、ズキンと来ますから、心臓に悪いですが・・・。

(石村)東京税理士会には、職域を政府規制で囲い込むのに血眼になるのではなく、隣接専門職種協働化、異士業共同事務所(MDP)台頭の時代にあった考え方を指向して欲しいところです。政府や国会も、こうした業界の内向きな主張を絶対に認めてはならないと思います。

(我妻)まあ、韓国で、一時、こうした「CPAにも税理士試験の受験を」といった趣旨の提案があったけれども、頓挫したと聞いていますが。

(石村)まあ、韓国でこうした提案が通らなかったのは、不幸中の幸いだったと思います。

(我妻)やはり、税理士会は、「オーナー社長の給与所得控除相当額を会社の損金に算入を認めない提案」にちゃんと異議を唱えられるように、考え方を改めないといけませんね。自分らの都合のいい改正では不透明な動きをするではダメですね。「立法の透明性を求める張本人が、透明なことをやっていない」との批判が、外部からあるとすれば、わたしたち税理士は、「自浄・自戒」で、ちゃんと聞く耳をもたなければいけませんね。

問われる「税務書類の作成」業務の絶対独占

(石村)わたしのような外部の税法研究者の端くれからいうと、真っ先に税理士会が、税理士法の改正で、取り組んで欲しいことは、「税務書類作成」の絶対独占の見直し問題です。

(我妻)確かに、医業のように、「人間の生命」にかかわる業種については、タダでも無資格者(医師・歯科医師でない人)はその業務に携わってはいけないのはわかります。しかし、規制された税理士業務(税務書類の作成、税務相談とか)について、タダでも繰り返しやってはいけないという「無償独占」は、過剰規制だから、緩和すべきだという意見は強くなってきましたね。

(石村)とくに、高齢社会化にともなう最近の年金申告者の急増などを織り込んで考える必要があります。それから、近年の国民の間でのプライバシー意識の高まりを考えれば、「年末調整」の再検討も必要です。こうした課題を織り込んで考えると、申告納税制度から取り残される人を出さないためにも、支援業務の拡充・多角化が急がれます。

(我妻)税理士界は、本業そっちのけになっても、「税務書類作成」業務独占の緩和はイヤだ、人海戦術で対応して、「独占を死守」するという強い気概があると思います。わたしは、心強く思っていますが(笑い)。

(石村)でも、それは、本当に税理士にとってシアワセになる方向なのでしょうか。むしろ、憂慮すべきことだと思います。やはり、政府規制で「申告期」支援を税務の専門職に限定し、「臨税」のような無償ボランティアですらも、できるだけ排除して行こうとする税理士界の姿勢や、それを支持する公共政策は根底から問い直す必要があります。課税庁と税理士会による「護送船団方式」の税務支援制度では、たちかかないところまできている現実をしっかりと直視すべきです。このままでは、遅かれ早かれ、崩壊します。

(我妻)「臨税」を広げていく方がいいという考えもわかりますが、石村代表がいわれたように、強制加入で資金は潤沢、「内向きのギルド集団」ですから。

(石村)我妻事務局長をいじめても、何も変わらないことは織り込み済みでの話です(笑い)。

米の制度分析からみえてくるわが制度の問題は

(我妻)アメリカなどでは、税務援助はどうなっているのでしょうか。

(石村)アメリカ民主主義の理念は、「人民の人民による人民のための政府(government of the people, by the people, for the people)」です。この言葉を借りれば、申告納税制度が真に民主的であるためには、「国民の国民による国民のため」のものでなければならぬということでしょう。無償の申告書作成支援サービスを一般のボランティア市民がする。これは、申告納税制度が真に国民のためのものであることの一つの証といえます。

全米最大のボランティア所得税援助(VITA)プログラムや全米退職者連盟(AAPR)基金が主導する高齢者向け税務相談(TCA)のような伝統的な税務援助プログラム、さらには1998年の連邦税制改正により創られた低所得納税者相談所(LITC)プログラムなどから見えてくるものがあります。それは、アメリカの各種税務支援プログラムにおいては、広く民間非営利公益団体(NPO)やボランティアを活用されていることです。いずれも課税庁(IRS)が主導し

ています。

(我妻)わが国とは異なり、ほとんど税務専門職団体は実施主体とはなっていないわけですね。

(石村)そうです。これは、アメリカ資本主義社会構造が、「小さな政府、大きなNPOセクター」で成り立っていることにも原因があるのでしょう。また、できるだけ政府規制を少なくし、市場競争を活発化させていこうという経済秩序にあって、行政が、政府規制でつくっている専門職制度やその団体を、あたかも行政補完組織のように捉え、手足のように活用する風土にないことも大きな要因といえます。「NPO大国」のアメリカにあっては、むしろ、課税庁(IRS)は、納税者・国民が主体となった民間非営利公益団体(NPO)を信頼し、無償あるいはほぼ無償で提供される納税支援サービスを、広く民間ボランティアに委ねる公共政策を選択しているのが特徴といえます。

アメリカの主な税務支援プログラムの利用状況

VITA (ボランティア所得税援助)プログラム 期間限定の支援制度
1969年発足当初、利用件数10万4,000件余(1970年)。その後、徐々に拡大し、2002年は、会場全米1万4,000箇所以上 ボランティア7万人 利用件数190万件(2002年)
TCE (高齢者向け税務相談)プログラム 期間限定の支援制度 + 恒久的支援制度
アメリカで最もパワフルなNPOの一つである全米退職者連盟(AARP・会員約3万1,000人)がけん引する「タックスエイド(税務支援)」プログラム。IRSのTCE(高齢者向け税務相談)プログラムの一環として実施。1986年発足当初、4人のボランティア、利用件数100件。2004年は、3万2,000人超のボランティア、会場全米8,500箇所以上、利用件数188万件。
LITC (低所得納税者相談所)プログラム 恒久的支援制度
IRSの納税者サービスの民間委託。1999年に発足、2005年9月時点で、会場は全米152箇所、利用件数、統計(不詳)
IRS納税者権利擁護サービス 恒久的支援制度
課税庁独自の納税者サービス。納税者からの苦情処理サービスが中核。

(我妻)いずれにしろ、適正な申告が行われれば、税務調査や税務争訟を減らすことにもつながります。また、税務行政のスリム化にも貢献でき

ますよね。

(石村)ここに、「申告期」にNPOセクターや無償ボランティアを大量に動員して納税者支援を行う意義があります。また、アメリカの無償の税務援助制度の大きな特徴は、「申告前(pre-filing)」支援や「申告期(filing)」支援に加え、税務調査や徴収手続、税務争訟など「申告後(post-filing)」支援にまで及んでいることです。

(我妻)わが国のようにもっぱら「申告期」支援に特化した制度とは大きな違いを見せているわけですね。それに、アメリカでは、タダでの税務書類の作成や税務相談には政府規制がかかっていない。税務の専門職以外の市民ボランティアも所得税の確定申告書の書き方指導などをやっても問題はないようですね。

(石村)仰せのとおりです。一方、わが国においては、税務書類の作成や税務相談業務などについては、有償・無償を問わず、政府規制により税理士の絶対独占とされています。こうした政府規制により絶対的な職業独占を認める制度は、見直しが必要でしょう。すべての国民・納税者のものである申告納税制度の発展、その下での自発的納税協力を推進するねらいで提供される民間の無償の税務援助・税務支援サービス拡充にとり、絶対独占はネックとなっていることは明らかです。

(我妻)立場上、無償独占の見直しに、にわかには賛成しかねますが。

(石村)ただ、例えば、証券会社などで節税商品の説明を販売員がやるのも、厳密にいえば税理士法に触れるということにもなりかねませんから。金融商品の販売に伴う税務相談もタダでもダメだ、脇にその道では知識がない税理士でもいいから待機させておきなさいで、通用すると思いますか？

(我妻)確かに、無償独占を維持する政策は自己矛盾に陥っている面もあることは否定できませんね。

(石村)各国では民間ボランティアによる無償の税務援助・税務支援サービス提供が広がりを見せています。ところが、わが国では、税理士による税業務の絶対独占により、その道が閉ざされています。職業独占を護ることを主なねらいとし、「税理士が主役」の形で、専門職による税務支援プログラムが細々と実施されてきているに過ぎませんよね。

(我妻)その代わり、税理士会は、誠心誠意、税務支援に取り組んできていますが。

(石村)それは、すべての国民・納税者のもので

あるはずの申告納税制度を、政府規制で専門職の絶対独占を既得権益として死守しようという税理士界の姿勢は相変わらず強い証拠でしょう。支援業務への民間ボランティアの積極的参加、業務独占の見直し、規制緩和は税理士の経済基盤を崩すことにつながりかねないから、簡単に応じられないというのが本音でしょう。

(我妻) 仰せのとおりです。

(石村) 税理士会は、試験制度の厳格化を含めて、ますます「官頼み」、政府規制の中に身を置こうとする姿勢を強めている感が歪めません。しかし、それこそ「税理士の税理士による税理士のための申告納税制度」ではないわけです。

(我妻) 外の動きから「鎖国」した「ギルド」、集団の脱皮が求められているわけですか。

(石村) そうです。直言すれば、税務の専門職は、所得税における「給与所得」や「年金(雑)所得」など誰でもできる程度の納税申告書作成支援などからは完全に手を引くべきでしょう。その上で、所得税関係では「事業所得」や「譲渡所得」などの税務相談や申告書の作成など高度な専門知識で勝負するのが本筋ではないでしょうか。わが国の税界での頭の切り替え、政策転換をはかる上でも、これまでみてきたアメリカン・モデルは大いに参考となるものと思われま。

(我妻) まあ、いつまでも税理士会が官頼みの姿勢を続けていくと、逆に、国民・納税者の側から、そういった政府規制撤廃を主眼とした議員立法も出てくる可能性もありますね。議員立法も流れ弾みたいで、怖いところもありますね。現在のよう、役所立法で行くのが、税理士会のようなところはないのではないかと、思ってしまうですね。しかし、ともかく、確かに、日本の「申告納税制度のかたち」については、税務支援制度のあり方を含め、税界の独断ではなく、国民・納税者全体の問題として考えていく必要はありますね。

(石村) めざすところは、真に「国民の国民による国民のため」申告納税制度の確立です。税務業務を「独占」する特権は誰のためにあるのか、税理士会は厳しく問われています。

(我妻) 一応、税理士会は、「国民の国民による国民のため」申告納税制度の確立がスローガンなのですが。

(石村) 空念仏はダメです。誰かさんの「美しい国、日本」のキャッチと同類です。

アメリカ連邦議会活動のイロハ

(我妻) 話は変わりますが、アメリカでは、議員立法一辺倒で、問題はないのでしょうか？

(石村) 1 議会期における法案と両院共同決議案は、9,000 件を超えるようです。ここ数年平均で、1 人あたりの提出件数は、1 議会期、上院議員で30 件余り、下院議員で15 件弱。成立件数は、上院議員で1.5 件前後、下院議員で0.8 ~ 0.9 件程度。まさに、ここも競争社会です。もっとも、こうやってもまれて、国民各界の多様な意見が法案というかたちで出てくる仕組みになっているともいえます。法案は、委員会審議に付されますと、各界から参考人と呼んで、公聴会でももまれることになりませんが。

(我妻) まあ、公聴会は、わが国でも参考人質疑のかたちで、形式的に行われていますから、その効果はイマイチのような感じがしますが。ところで、連邦議会の「会期」は、いつからいつまでですか？

(石村) 連邦議会では、下院議員の任期にあわせて、奇数年の1月3日正午にはじまり、次の奇数年の1月3日正午に終わる2年を「1 議会期 (Congress)」といいます。

(我妻) つまり、現議会期は、2005年~2007年。

(石村) ただ、「議会期」は、連邦憲法が、議会は少なくとも年1回召集するという規定(1条4節2項)がありますから、奇数年の「第1会期 (First Session)」と、偶数年の「第2会期 (Second Session)」に分かれます。

(我妻) つまり、2年にわたる「議会期 (Congress)」は、2回の「会期 (Sessions)」に分かれている。で、第1会期、第2会期は、ともに、1月3日正午から開かれる？

(石村) そのとおりです。憲法でそう決まっていますから。現議会期(第109議会:2005年~2007年)を例にすると、第1会期は、2005年1月3日正午から、第2会期は、2006年1月3日正午からということになります。閉会は、憲法によると、毎年、戦争状態にある場合とか、両院一致決議案が通過した場合を除き、原則7月31日です。通例、この両院一致決議案には、必要がある場合には、上下両院の院内総務が協議の上再召集できる旨が定められています。

(我妻) つまり、通例は、必要がある場合には臨時に開くことを条件に、一応会期は7月31日で終りになるということですね。

(石村) 仰せのとおりです。

(我妻) PIJ相談役の河村たかし議員は、「党議拘束が諸悪の根源」とかかっています。アメリカ連邦議会の場合、法案に対する党議拘束なんかはどうなっているのですか？

(石村) ありません。法案に反対する議員は、個別に説得するしかありません。ですから、個々の議員の抵抗は、会期末にあると審議時間に制約がある場合には、大統領の拒否権に近い効果をもつこともあります。

では、どうする

(我妻) アメリカは議員立法一辺倒で、お役人がパッコできない仕組みになっているのはわかりました。でも、わが国のような政府立法には問題があるといっても、議員立法に頼ると、今度は、まとめ役がいらないから、すんなりとは行かないですよ。それに、税理士制度の不合理なところを突いた議員立法がわんさか出てくる可能性もありますし。どうしたら、いいのでしょうか？

(石村) 役所から「オーナー社長の給与所得控除

相当額を会社の損金に算入しない」という増税案が唐突に出されても、税理士会自体が“官頼み”で税理士法の改正などを不透明な方法でやってきましたから、空騒ぎするだけでしょう。野党に寝返って議員立法に走るわけにも行かないし。憤慨してみても、八方ふさがりでしょうね。片や、役所は、税理士会の体質を熟知しているから、高笑いでしょう。

(我妻) 石村代表は、“身から出たさび”、と思われるかも知れませんが・・・。

(石村) いいえ、そうではなくて、まず、正論をとおすには、“税理士会の立法活動の透明性の確保”、そのためのルールづくりからはじめるしかない、と思います。それには、役所にちゃんとものが言える若い人がトップになれる、また、新鮮な異論がたくさん生かされるように、ギルド集団の自戒・自浄が求められています。力のある組織ですから、再生のチャンスさえ得られれば、大きく飛躍できることははっきりしています。

(我妻) 今回は、ご指導をありがとうございました。

ひ弱なわが国のプライバシー保護環境の実態

最新のプライバシー・ニュースを点検する

徳山高専学生殺害事件で忘れられている本質的問題

—— 実名報道か匿名報道かも
プライバシー保護の重い課題ではあるが・・・

(CNNニュース編集部)

山口県周南市の徳山高専5年の女子学生(20)が、高専内の研究室で殺害された。この事件では、殺人容疑の男子学生(19)についてのマスメディアによる匿名報道の是非が問題となった。この事件は、少年事件報道におけるプライバシー保護のあり方にも一石を投じたことは確かだ。

殺人容疑で指名手配中の少年は自殺、死亡が確認された。その後は、加害容疑学生の氏名・顔写真の掲載について、新聞、放送などマスメディア各社の判断が割れた。読売新聞、日本テレビ、テレビ朝日は実名・顔写真の報道に踏み切った。匿名で報道した放送局

の中にも、写真をモザイク処理して報道するところがあった。実名報道に切り替えた3社は、加害容疑学生が死亡し、少年法61条の更生・保護の機会が失われたことに加え、「事件の重大性」「事件の凶悪さ」を理由に上げた。死亡によって読売と日本テレビは、加害容疑学生の年齢が19歳であったことも判断材料の一つにしたようである。

新聞では、読売新聞以外は、匿名報道を押し通した。匿名報道の原則を覆す特段の必要性がないというのが理由だ。一方、テレビでは、TBS、フジテレビ、テレビ東京、NHKの4社が匿名報道を維持した。加害容疑学生の顔写真については、フジテレビとテレビ

(記事等の掲載の禁止)

第61条 家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。

(名誉毀損)

第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

2項 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。

少年事件の匿名報道・実名報道についての意見

加害容疑少年が死亡したら保護・更生の可能性がなくなるという理由で実名にするのは、少年法61条の趣旨をよく理解していない証拠である。今回は、警察が加害容疑学生として指名手配していたとはいえ、犯人と特定されているわけではなかった。死者の名誉を優先させなければならない。刑法230条2項では、死者について虚偽の事実を伝えれば名誉棄損となると定めている。今回の事件は、名前を公表しなければ社会公共の利益が害されるという事例ではない。社会に公開する必要性が見当たらず、匿名にするのが正しい選択である。

加害の容疑段階にある少年が死亡したということは、真犯人がどうか分からないということである。刑法の「疑わしきは罰せず」の基本理念からして、匿名にして、死者の名誉は保護しなければならない。また、加害容疑の少年が死亡したとしても、その家族のプライバシーは守らなければならない。この点でも、マスメディアは、匿名にすべきである。

少年法の趣旨を尊重しつつも、凶悪な犯罪の容疑で逃走中の場合などにあつては、少年の利益よりも社会公共の利益を優先することも一つの考え方である。独自の判断でマスメディアが実名報道に踏み切ることも許されてよい。今回の事件でも、加害容疑学生が逃走中にあるときは匿名から実名報道に切り替えるのも一案であったかもしれない。ただ、死亡が確認された後では、社会的利益や報道の自由を織り込んで考えても、少年法61条の有無にかかわらず、死者の名誉を考え、実名報道にすべきではない。

加害少年の氏名などの掲載や放映をマスメディアに禁じる少年法61条は、罰則がない訓示規定にすぎない。それにもかかわらず、捜査でも報道でもこれまでは厳格に61条が適用されてきた経緯がある。今日、少年犯罪が凶悪化している。社会の安全をもっと重く受け止めるべきである。法改正によって61条の適用除外の要件は、具体的かつ明確にするのも一案である。犯罪が凶悪で、容疑者が逃亡するおそれがある場合、しかも、18歳以上の年長少年であるときには、61条を適用しないとしてもいいのではないか。とくに今回の事件では、少年が自暴自棄になって自殺のおそれは当初から予想された。社会に公開し捜査を進めるべきであった。

東京がモザイクをかけるなど画像をぼやかして放映した。

マスメディアによる匿名報道の是非を論じている、あるいは、識者がさまざまな見解を表明している。これはこれで、実に健全だ。役所が「お上の意向」を発して、それにマスメディア各社が右倣えするのは絶対に健全でないからだ。

しかし、匿名報道の是非を論じている陰で、この問題の「本質」がぼやかされているのが気になる。それは、研究室の「カギの管理責任問題」である。学生にカギを持たせ、いつでも自由に研究室を使えるようにとの配慮もあるのだろう。学校・教員サイドは「良いことをしている」と思っているのだろうか。しかし、「何のために研究室にカギをつけているのか」、学校・教員サイドは自問自

答してみたらよい。やはり施設は、こうした事件が起きないようにするためではなかったのか。高専の学校長は、「まことに遺憾、残念」等々。「まるで他人事」の態度を押し通しているのが気になる。やはり、一番に問われなければならないのは、「学校の管理責任」ではないかと思う。被害者や加害者の陰にかかれて、管理責任にモザイクがかかってしまっているのはいただけない。そして、残された被害者や加害者の遺族だけが苦しんでいるのは、論外であろう。



石村 耕治PIJ代表に聞く

税務・社会保険業務の民営化の課題

— アメリカの税務調査の民営化に学べるのか

わが国では、「民間でできることは民間で」をモットーに、規制改革・公的業務に民間解放は、福祉、教育から刑務所の運営や税金徴収まで、幅広く議論されてきている。「市場化テスト法」とも呼ばれる公共サービス改革法も、先の国会で成立した。これまでの「公権力の行使＝官の役割」というドグマは、「官の出番は必要最小限に」という考えに取って代われようとしている。

確かに、社保庁の失態を見ても、やりたい放題、懲りない悪徳役人天国のような実態は余りにもひどい。社会保険料徴収業務の民営化も正常化の一案かも知れない。ただ、民営化したとしても、「民間」に責任を持って任せられるだけの力量があるのかどうかも定かではない。民営化された建築確認業務が反面教師だ。民間の建築確認機関の余りにもズサンな確認業務の実態が浮き彫りになったことは、記憶に新しい。

さらに、民主党の一部には、社会保険庁の生残りを模索する動きがある。国税庁と社会保険庁を合体し、「歳入庁」を新設し、税金と社会保険料の徴収業務を一元化する提案である。しかし、この提案は、「懲りない悪徳社保庁の延命策」以外の何ものでもありません。批判の矢面に立たされている社保庁を「国税の衣」で包み隠して延命をはかろうとする意図が見え隠れする。本気で「小さな政府」を考えるのなら、この提案をもう一歩進めて、「一体化された税金と社会保険料の徴収業務の民営化」も視野に入れるべきだ。徴収業務の民営化は、一方で、納税者や社会保険加入者のプライバシーが民間に垂れ流しになることも危惧される。手放しでは喜べない面もある。

アメリカでは、州・地方団体レベルでの税務業務の民営化は、税金徴収にもならず、一部では税務調査を含め着実に浸透してきている。ま

た、連邦レベルでも、税務業務の民営化に新たな動きが出てきた。企業税制の改革を主なねらいとした「アメリカ人の雇用創出法（American Jobs Creation Act of 2004）」と名付けられた2004年の税制改正法に徴収業務の民営化条項が盛り込まれたためである。この条項では、連邦税の徴収額の25%までの報奨支払を条件に課税庁（IRS＝内国歳入庁）が民間債権回収業者（private sector debt collectors）に徴収業務を委託する権限を認めた。アメリカでは、内国歳入庁（IRS）が、税金と社会保険料の双方の徴収にあっている。このことから、この徴収業務の民営化を推進することは、税金のみならず社会保険料（税）の徴収にも民の力を活用することにつながる。

この民間債権回収業者の活用案に対しては、全米財務省職員労働組合（NTEU＝National Treasury Employees Union）が、雇用の不安定要素になるなどを理由に反対している。また、消費者団体も、納税者情報・プライバシーの民間への漏えいにつながるとして反対している。一方、納税者団体は、徴収業務の効率化・費用の極小化などを理由に賛成している。

これまで当然のように行政・公的セクターがやってきた業務をできるだけ広く民間に任せると、国民にとってはどういうメリット・デメリットがあるのでしょうか。議論は十分に尽くされたとはいえない。国税・地方税の徴収民営化問題については、それを検証するためしっかりした資料が必要である。そこで、今回は、こうした検証をするための資料提供をねらいに、石村耕治PIJ代表に、「アメリカにおける税金徴収の民営化の動向」について聞いた。

（CNNニューズ編集部）

役所の組織改革よりも、組織解体・民営化の時代

—— 税務をはじめとしたさまざまな公共サービスについて、「サービス提供者の利益よりも、利用者である消費者・納税者の利益を優先する」考え方をとるのが世界の常識になってきていますが。

（石村）国民・納税者に対する政府のサービスの「質」および「責任の所在」のあり方が徹底的に問われる時代になってきました。

こうした時流の下、わが国では、「民間でできることは民間で」をモットーに、規制改革・公的業務に民間解放は、福祉、教育から刑務所の運営や税金徴収まで、幅広く議論されてきています。「市場化テスト法・官民競争入札法（競争の導入による公共サービスの改善に関する法律）」〔平成18年法律51号〕とも呼ばれる公共サービス改革法も、2006（平成18）年6月2日に成立しました。これまでの「公権力の行使＝官の役割」というドグマは、「官の出番は必要最小限に」という考えに取って代われようとしています。

—— 確かに、社会保険庁（社保庁）の一連の不祥事を見ても、やりたい放題、懲りない悪徳役人天国のような、サービスの「質」の管理はめっちゃくちゃ、「責任の所在」のまったくわからず、余りにもひどい状態でしたが。

（石村）社会保障制度を役人が食い物にしていたと言ってもいいでしょう。こうひどくなった組織は、「改革」よりも、むしろ組織の「解体・民営化」が、働く人には苦いかも知れませんが、「良薬」だと思います。

一口に社会保障制度の民営化といっても、理屈としては、運営を含む制度全体の民営化か、徴収業務のみの民営化か、の選択があります。場合には、加入は強制だが運用は民間保険会社がやっている自動車損害賠償責任保険の例が参考になるのではないのでしょうか。政府には、年金は最低限の給付にとどめ、「負担した金額が年金として給付される制度を目指すべき」との意見もあります。これは、保険会社の「年金保険」と同じことになることを意味します。となると、社保庁を廃止しても、自賠責保険と類似の仕組みで十分対応できるといえます。

もっとも、市場化テスト法の通過はしたことから、社会保障制度の民営化の途は開かれたもの

の、大方は、徴収業務のみの民営化・民間開放を求める意見です。この場合には、駐車違反取締の民間委託の例に倣って、官の出番を例外とし、徴収市場を民間に開放することで対応できるわけです。

しかし、現実には、こうした徴収業務のみの社会保障制度の民営化の考え方に対しても、強い「抵抗勢力」がいるのも事実です。シンクタンクの研究者や朝日新聞社説、民主党などが唱える国税庁と社会保険庁を合体し、「歳入庁」を新設し、税金と社会保険料の徴収業務を一元化すべきであるとする提案が、最たる例の一つです（西沢和彦「社保庁改革～税との一括徴収 有効策」読売新聞2006年6月8日朝刊、朝日新聞社説2006年8月7日朝刊、民主党の国民年金法等の一部を改正する法律を廃止する等の法律案）。

しかし、こうした提案は、「懲りない悪徳社保庁の延命策」以外の何ものでもないといえるのではないのでしょうか。厳しい批判の矢面に立たされている社保庁を「国税の衣」で包み隠して延命をはかろうとする意図が見え隠れしています。あるいは、こうした動きを実質的に支援することにもつながりかねません。官の「病理」を治癒できない現状にいたっても、官が前提の議論しかできない民主党に、「小さな政府」を語る資格はないように思います。

—— ただ、民営化といっても、例のアネハ事件とかをみると、「民」の力量にも限界を感じるのです。

（石村）もちろん、民営化したとしても、「民間」に責任を持って任せられるだけの力量があるのかどうかも定かではないのも事実です。民営化された建築確認業務が最たる反面教師のケースといえます。民間の建築確認機関による余りにもズサンな確認業務の実態が浮き彫りになったことは、記憶に新しいところです。また、自賠責の仕組みも、精査すれば、官民癒着の膿がどっと出てくるとの指摘もあります。民の官依存体質、役所社会主義に依存することに慣れ親しんでいる国民性をどう変えていくかなど、重い課題があるのも否定できません。

ちなみに、国税庁が税金と保険料とを一括徴収しているアメリカでは、連邦議会は徴収業務民営化法を可決・実施に入っています。かたや州レベルでは、官民競争、市場化テストが全盛、いまや税務調査や税金の徴収の民営化は常識になりつつ

あります。

こうしたアメリカの流れなどを織り込んで考えると、後発のわが国では、「官を前提」とした政策ではなく、「民を前提」とした政策に切り替えるべきでしょう。したがって、国税徴収業務民営化の推進とともに、国税庁と社保庁を統合した歳入庁の新装ではなく、社保庁はリストラし徹底した民営化、つまり 運営を含む制度全体の民営化の政策を選択すべきです。

市場化テスト法とは

—— 「市場化テスト法」ともよばれる公共サービス改革法が先の国会で成立しました。これまで、役所（行政）が独占的に手がけてきた公共的業務に「官民競争入札」を実施し、良質でコストパフォーマンスの良いサービスを提供しようということになりました。官の独占で「役所社会主義」の腐敗した構造にメスを入れようということでは、大きなうねりだと思えますが。（石村）すでに少しふれましたが、2006（平成18）年6月2日に、「市場化テスト法（競争の導入による公共サービスの改善に関する法律）」〔平成18年法律51号〕が成立しました。この法律は、「民間でできることは民間で」をモットーに、市場化テスト（market testing）への参入を希望する民間企業が求めれば、官側に人件費などを含めた公共サービスの詳細なコスト開示を義務付けるのが骨子となっています。

市場化テストを使った民営化の手法は、「官民競争（public-private competition）」とも呼ばれます。これまでの外部委託（contract out）ないしアウトソーシング（outsourcing）の民営化手法と比べると、外部からは見えにくい官業のコスト計算の開示を法律で義務付け、官民が競争する形で民間企業の官製市場への参入の機会を促すのがねらいです。端的に言えば、公共サービスや公共財の提供を行政機関が行うのか、民間企業が行うのかを競争入札で決める制度です（内閣府 規制改革・民間解放推進会議「市場化テスト（官民競争入札）」<http://www.kisei-kaikaku.go.jp/market/>）。

—— 「民営化」には、いろいろな手法があると思いますが。

（石村）日米双方とも、「民営化」については、さまざまな角度から議論が行われてきています。

ただ、「民営化」とは何か、といった概念的な定義づけには力点が置かれていません。むしろ、現実的に、官の業務について、民がより効率的かつ高品質で「代替提供できる手法（a variety of alternative delivery techniques）」の分析に主眼が置かれています。

この点について、アメリカにおいては、官の業務について民営化に資する手法（techniques）として、具体的には、次のようなものをあげられています（See, US Government Accounting Office, Terms Related to Privatization Activities and Processes, GAO/GGD-97-121 《July 1997》 www.gao.gov/special.pubs/gg97121.htm）。

主な民営化の手法

外部委託（contract out）・アウトソーシング（outsourcing）
行政が、自らが担当する事務や事業（以下「業務」）の全部または一部を、入札を経て、民間企業（営利か非営利かを問わない）に委託する契約を締結する手法
管理契約（management contracts）
空港・下水施設・競技場・会議場などの施設の管理について、民間企業と委託契約を締結する手法（～例えば、指定管理者制度）
市場化テスト（market testing）・官民競争入札（public-private competition）・管理競争（managed competition）
行政が伝統的に行ってきた業務について、競争入札などの手続を経て、行政庁内組織との競争において、民間企業の参入を認める手法
独占権の付与（franchise）
行政がある地域において伝統的に行ってきた業務について、民間企業に対し、これを独占的に代替して行う特権を付与する手法
バウチャー（vouchers）
個人のクーポン券を支給し、伝統的に官が行ってきた業務（財・サービス）を、民間市場で購入できるようにする手法。個人に財・サービスを購入する際の選択の自由の幅を広げるとともに、サービス提供者に対し高品質で廉価の財・サービス給付を促すことにもつながる手法*
資産の譲渡（asset sale）・長期リース（long-term lease）
官が保有する空港や鉄道、水道施設などの公共事業を、民間企業に譲渡・売却、ないしは長期リースするなどして、経営の効率化をはかる手法**

* See, D. Cirelli, "Comment: Utilizing School Voucher Programs to Remedy School Financing Programs," 30 Akron L. Rev. 469.

** その他、官の業務をボランティアや非営利組織に委譲する手法（volunteer activities）、営利法人化する手法（corporatization）、利用者負担にかえる手法（user fees）など、さまざまな手法があります。

わが国の自治体税業務に市場化テスト導入の動き

—— わが国での税務業務への市場化テスト導入例は？

(石村) 市場化テストの場合、コストやサービス内容などについて予め定められた評価基準に従い公平かつ客観的に評価されて受託者が決定される仕組みです。官民いずれにも受託の機会が与えられ、また、契約内容にもよりますが、通例、定期間契約となるので、更新の時には改めてテストされることとなります。継続的にサービスの質や品質の向上・改善やコスト削減努力をしていないと再び受託できる機会が失われる可能性もあります。

今や、行政事務、公共サービスなどの民営化、擬似市場化は、世界的なうねりとなっています。こうした流れは、租税の確定・徴収など、これまで「公権力の行使」の御旗の下、民間企業が不可侵とされていた領域にまで及んできています。

例えば、東京都足立区では、地方税の滞納者に対する督促業務について、政府の市場化テスト推進室に対し、同区と民間企業が競争して決めることを提案しています。同区では、現在、非常勤の公務員が滞納者を訪問、徴収を試みっていますが、これを官民競争入札の形で受託者を決定し、督促業務の費用効率を高めようというのがねらいです。

この例からも分かるように、わが国の自治体における市場化テストのテーマは税務の領域にまで及んでいます。ただ、その比重は大きく「徴収」業務に傾斜しているのが目立ちます。今や納付書の封入や課税データ入力など「課税業務」の民間委託は、どこの自治体でも常識です。これに加え、「徴収業務」、つまり「収納」や「滞納」、についても、官民競争入札の手法を採り入れた上で民間参入を進めようというのが同区の提案です。なお、同区の提案は、市場化テストの対象が、税の「確定」業務、とりわけ「税務調査」業務にまで及ぶ提案ではありません。

こうした提案には、当然「抵抗」が予想されます。役所にしかできない「公権力の行使」が関係する「コア業務」は民間委託はできない。できるのは、「非コア業務」に限られる。ストレートに「公権力の行使」にあたる、滞納処分を実施する際に必要となる質問・検査及び搜索(国税徴収法141条・142条)などは徴税吏員に限定され

る。このことから、民間委託の対象から除外されて当然、という「官の常識」とぶつかるからです。しかし、官の出番を例外として介入の途を確保した上で、できるだけ幅広く民間に徴収業務を開放することは問題がないと解されます。

本当は税のコア業務も広く民間委託されている

—— コア業務は民間委託はできないというのが「定説」ではないのですか？

(石村) 市場化テスト法の通過後、官民が効率性を競う市場化テストの対象業務の候補に、地方税など公金の収納・徴収に加え、国税の収納・徴収があがってきました。しかし、関係する官庁の強い「抵抗」が予想されます。ただ、「森をみて木をみない」抵抗ではないでしょうか。具体例をあげて考えてみましょう。

現在、税務分野においては「源泉徴収・特別徴収」、「年末調整」があります。これは、コア業務(core functions)の外部委託の一例ともいえます。「源泉徴収」を例にしても、税法で一定の源泉徴収義務者に徴収納付の義務を課すかたちで税額の査定権・徴収権を与えるものです。この外部委託により、国は12兆円を超える(平成17年度)税収を確保しているわけです。本当は、わが国でも税のコア業務の民間委託は常態化しているわけです。

「公権力の行使」が関係する「コア業務」は民間委託ができない。こういった役所のドグマを振りかざすなら、「源泉徴収・特別徴収」、「年末調整」のような民間企業などへの業務の押し付け・無償の外部委託は速やかに止めるべきだと思います。「良いとこ取り」の論理は許されないといいます。このようにみると、「国税の収納・徴収」が、コア業務かどうかにかかわらず、民間でできるものであれば、民間に任せるのは問題がないといえます。英断ができるかどうかです。

実は、税のコア業務について、「民の存在を前提とし、官を補完的な存在にとらえる」民営化の大掛かりな仕組みがすでに存在している。この事実は、重く受け止める必要があります。

—— 書面添付制度もコア業務のアウトソーシングの香りがするという人もいますが。

(石村) 最近、税理士法が改正され、「書面添付制度」が設けられました(税理士法33条の2)。この制度の下、納税者から、関与する税理

士（税理士法人も含む）が作成した所定の「書面」を確定申告書につけて課税庁へ提出があったとします。この場合で、課税庁がその納税者に税務調査を実施するときには、それに先立ち添付書面の内容につき関与税理士に意見陳述の機会を与えなければならないというものです。（もっとも、従来どおり、「更正をすべき場合において意見を述べる機会」を与えたに過ぎないともみることができます。）なお、この「書面」とは、申告書の作成に関して、計算し、整理し、相談に応じた事から書いた文書のことです。

この書面の作成は、税理士だけに認められます（税理士法35条1項）。作成も添付も任意です。しかし、作成された書面の添付があった場合、課税庁は、納税者に税務調査を実施するに先立ち、作成にかかわった税理士に専門家として意見をいう機会を保障しなければなりません。ただ、税務署が、「調査の必要なし」と判断すれば、調査が省略されることもあるわけです。したがって、その効果は、「調査委託」に類似したものとみることができます。ただ、悪くいえば、税理士は、「調査業務の下請け・補助者」のような地位に置かれることは否定できませんが。皮肉れば、「書面」にウソの記載があれば懲戒のおそれもあることから、税理士は「みなし公務員待遇」、「準お上待遇」。

いずれにしても、この書面添付制度は、進化を遂げていけば、税務調査というコア業務のアウトソーシングの典型例になるかも知れません。ただ、税務を民営化するにしても、外部委託・アウトソーシングの手法は、「わが国のような役所社会主義の国では弊害が大き過ぎる、別の手法が必要」、という方向にいくかも知れません。

こうなると、官民競争入札・市場化テストの手法が選ばれることになるでしょう。税務調査というコア業務の民営化に、後でふれるアメリカ・フロリダ州で採用する市場化テストないし官民競争入札の手法を使った公認税務調査プログラム（CAP = Certified Audit Program）に匹敵する仕組みの導入も夢ではありません。

そうなれば、納税者を単なる義務主体とし、お上意識満々の「官」の税務調査を受けるよりも、納税者を権利主体とみる「民」の税務調査が、好評を得るのは目にみえています。

これまで当然のように「官」がやってきた税業務をできるだけ広く民間に任せる。このことにより、国民・納税者は、サービスの「質」と「コス

ト意識」の向上が期待できる。これこそ、民営化の効用ではないかと思えます。

ただ、いかに効用が期待できるにしても、細部にわたる繊細な議論が十分に尽くされたとはいえないのも事実です。とりわけ、わが国の場合、業務拡大の視点だけで、業務を受託した専門職の倫理基準や独立性確保などの議論がほとんどありません。例えば、関与先に添付書面を書くことと、税務代理、税務相談を同一の専門職が行うことで、「利益相反」の問題が起きないのかなど、本来は慎重な議論が必要なはずですが。場合によっては、ガイドラインも必要でしょう。専門職団体の英知と努力が求められています。

それから、わが国では、税理士会への強制加入の是非が論じられていますが、これも、専門職の執務基準・倫理基準をしっかりと議論しないうえに「つけ」だと思っています。この職業団体の最大の欠点の一つです。

確かに、現在、わが国の税理士会には「税理士会綱紀規則（準則）」やこれに関する運用指針のようなものはあります。しかし、「クライアント・消費者」保護の精神にたったものではありません。この点、例えば、イギリスの勅許税務専門士協会（ATT = Association of Taxation Technicians）が出している「職業規程及び実務ガイドライン（Professional Rules and Practice Guidelines 2006）」とかをみても、「クライアントが主役」といったベースにたった詳しい実務ガイドラインを公にしています。

もっとも、イギリスの場合は、税務サービスに政府規制をかけ税務専門職を公的資格とする「閉鎖型専門職制度（closed profession）」を取っていません。わが国のファイナンシャル・プランナーなどと同様に、民間資格として、「勅許税務相談人（CTA = Chartered Tax Adviser）」、「税務専門士（Taxation Technician）」などの資格があります。いわば、「開放型専門職制度（open profession）」の考え方にたっています。

日本のように公的資格の場合で、専門職団体への強制加入を義務付けるためには、その団体が独自の視点からつくった「専門職ルール」に加え、クライアント・ベースの「クライアント・サービス・スタンダード（基準）」が公に明示されている必要があります。とくに、がないとすれば、強制加入を維持する意味がありません。アメリカのように、役所が、連邦財務省規則「サー

キュラー 230」(Treasury Dept. Circular 230)のかたちで、税務専門職業務についての基準をつくってしまえば、職業団体への強制加入を維持する必要はなくなってしまいますから。

ですから、わが国でも、国税審議会のような役所の御用機関が、「税理士職業基準」に加え、クライアント・ベースの「税理士サービス・スタンダード(基準)」をつくってしまえば、税理士会は仲良しクラブでいいわけです。「職域の拡大には、専門職倫理・クライアント・サービスの厳正化が伴う」という認識のない専門職団体は、生存が難しいのではないかと思う理由でもあります。

「私たち税理士は、税理士法の定めによって『税に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図る』を使命としています。」これは、東京税理士会のホームページ(HP)のキャッチです。でも、クライアントから、「これからは会計参与をお願いして、添付書面も書いてもらいたい。それから、従来どおり税務相談や申告書の提出もお願いしたい。」と来たら、「独立した公正な立場」とは何かについて、回答できる専門職倫理・職業基準、クライアント・サービス基準はありますか。

少し話しがずれてしまいました。話しを戻しますと、いずれにしろ、国税・地方税の徴収業務、さらには税務調査業務などの民営化問題については、専門職の倫理基準や独立性確保などの問題も含めて、「国民・納税者は主役」の観点から徹底的に開かれた議論が必要です。

アメリカで加速する税業務の民営化

—— アメリカでは、州レベルでの税務の民営化が格段に進んでいるようです。

(石村)アメリカの場合、州レベルでは、税務調査のような課税庁のコア業務にまで及んでいます。こうした諸州の動きに包囲するかたちで、連邦課税庁(IRS)が徴収業務の民営化が動きだしました。連邦レベルでは、1996年から1997年にかけて、滞納した税金の徴収に民間債権回収業者(private sector debt collectors)を活用する試行プログラムを実施しました。しかし、あまりおもしろい結果が得られませんでした。民営化を強力に推進するブッシュ政権の下、2004年

に再度、徴収業務をアウトソーシングするための法案が議会に提出され、成立しました。

—— 州や地方団体レベルでの具体的な税務業務民営化のうねりは？

(石村)アメリカの公業務への民間委託(又は民間委任)あるいは民間参入は、州や地方団体レベルからはじまりました。税金の分野では、諸税の徴収業務のみならず、確定、とりわけ「税務調査」業務の領域にまで及んでいるのが特徴です。しかも、その後、従来から使われてきている外部委託ないしアウトソーシングの手法に代えて、市場化テストないし官民競争入札の手法の採用にも積極的な姿勢がうかがえます。

このように税務調査業務までもを民営化・擬似市場化する政策には、アメリカでも賛否両論があります。費用効率の面からの高い評価がある一方で、納税者や徴税の現場からは異論が噴出しています。また、法的な課題も山積しているのも事実です。こうした異論や多様な課題に対しては、行政府主導の一元的な形ではなく、立法府や司法府をも巻き込んだ形で議論が展開され、多元的な対応がなされてきています(詳しくは、石村耕治「アメリカの契約税務調査人制度～税務調査の民間委託プログラム(1)～(3)」税務弘報47巻6号・9号・10号参照)。

アメリカ諸州における税務調査業務の民営化(民間参入)の現状と課題を押さえておくことは、わが国での税業務の民営化、擬似市場化の今後を考える上で重要な意味を持つものと思われます。

—— 連邦レベルでの税務業務民営化の動きは？

(石村)一方、連邦レベルでも、税業務の民営化に新たな動きが出てきました。企業税制の改革を主なねらいとした「アメリカ人の雇用創出法(American Jobs Creation Act of 2004)」と名付けられた2004年の税制改正法に、徴収業務の民営化条項が盛り込まれたのです。この条項では、連邦税の徴収額の25%までの報奨支払を条件に課税庁(IRS=内国歳入庁)が民間債権回収業者(private sector debt collectors)に徴収業務を委託(アウトソーシング)する権限を財務長官に認めました(内国歳入法典6301条)。

アメリカでは、内国歳入庁(IRS)が、税金と社会保険料の双方の徴収にあたっています。このことから、この徴収業務の民営化を推進することは、税金のみならず社会保険料(税)の徴収に

も民の力を活用することにつながります。

この民間債権回収業者の活用案に対しては、全米財務省職員労働組合（NTEU = National Treasury Employees Union）が、雇用の不安定要素になるなどを理由に反対しています。また、消費者団体も、納税者情報・プライバシーの民間への漏えいにつながるとして反対しています。一方、納税者団体は、徴収業務の効率化・費用の極小化などを理由に賛成しています。

アメリカ諸州における税務調査の民営化の現状

——州レベルでは、税務調査が民営化されているとのことでしたが。

（石村）アメリカ諸州においては、民営化は、1980年代から、各種の公共サービスや行刑施設運営などの分野で徐々に広がっていきました。ただ、当初、その手法は、外部委託（contract out）ないしアウトソーシング（outsourcing）の採用であり、必ずしも市場化テストないし官民競争入札の手法の採用にはいたっていませんでした。とりわけ、税務の分野では、確定した租税債権の徴収業務の民間委託が中心でした。

全米で初めて、市場化テストないし官民競争の手法を使って税務調査の分野にまで及ぶ民営化を実施したのはフロリダ州です。次いで、最近になって、テキサス州が同様の手法を使った税務調査の民営化を実施しました。

ところで、アメリカにおいて、州及び州の下位にある地方団体（カウンティ、ムニシパリティ等）が設けている税目は、それぞれの州によりまちまちです。これは、わが国の「地方税法」のような「枠法」が存在しないことも一因です（詳しくは、石村耕治「アメリカの地方税財源法制度」〔日本財政法学会編〕『地方税財源確保の法制度』〔財政法叢書20〕（2004年、竜星出版）所収参照）。

州レベルで見ると、全米50州プラス連邦首都圏地域〔ワシントンD・C〕の中、税の「徴収」業務や「確定」業務、とりわけ「税務調査」業務にまで広げて民間参入を認めている州は、おおよそ半数にのぼります。税務調査の委託先も、州所得税、売上税、固定資産税といったそれぞれの税目により異なります。しかし、多くの場合は、その委託先は公認会計士（CPA = Certified Public Accountant〔監査法人を含む。以下同じ〕）です。

アメリカ諸州における課税処分のための税務調査業務の民営化（外部的民営化）は、大きく二つに分けることができます。一つは、「契約税務調査プログラム（Contract Audit Program, Contract Examination Program）」です。これは、比較的に歴史のある税務調査の民間委託（又は委任契約。以下同じ）プログラムです。

そして、もう一つは、「公認（会計士）税務調査プログラム（CPA Audit Program, CAP = Certified Audit Program）」です。これは、最近になって導入された税務調査の民間参入プログラムです。いずれのプログラムも、その名称はともかくとして、市場化テストないし官民競争入札の手法を採用入れた民営化プログラムです。

委託契約プログラムの下で税務調査を担当する者は、一般に、「契約税務調査人（contract tax auditor）」ないし「契約税務調査人（contract auditor）」と呼ばれ、伝統的な「課税庁内調査官（in-house auditor）」と区別されます。また、契約税務調査人は、税務調査という余り被調査者に好まれない仕事を引き受けることから、俗に「賞金稼ぎ（bounty hunter）」とか、「税金探偵（tax ferret）」とも呼ばれます。

——契約税務調査プログラムとは？

（石村）契約税務調査プログラムとは、市場化テストないし官民競争入札の手法を使った、州ないし地方団体の課税庁が州内の公認会計士（監査法人を含む）を州税の税務調査を委託するための契約をする制度です。このプログラムの下、公認会計士（CPA）は、「契約税務調査人（contract tax auditor）」として、課税庁内調査官（in-house auditor）と競う形で、税務調査を実施することになります。このプログラムに参加を望む公認会計士は、講習を受け、試験に合格しなければなりません。契約税務調査人となったCPAは、課税庁の非常勤職員としての地位を有します。契約調査に関する作業記録はすべて被用者である州ないし地方団体の所有に属します。

契約調査プログラムは、さらに、報酬支払方法の違いに応じて次の2つに分けることができます。一つは、増差額に応じて契約者に支払が行われる「成功報酬契約（contingent fee contract）」です。そして、もう一方は、増差額を考慮に入れないで契約者に支払われる「定額報酬契約（flat fee contract）」です。成功報酬契約に対しては、強

権のないし不公正な調査を誘発しかねないとの理由から、調査対象納税者や経営者団体、税務の専門家団体などから異論が出ています。その適否について裁判でも争われています。また、州によっては、制定法で成功報酬タイプの契約調査を禁止しているところもあります（詳しくは、石村耕治「アメリカの契約税務調査人制度～税務調査の民間委託プログラム（１）～（３）」税務弘報４７巻６号・９号・１０号参照）。

——それから、公認（会計士）税務調査プログラムとは？

（石村）公認会計士税務調査プログラム（CPA Audit Program）ないし公認税務調査プログラム（CAP = Certified Audit Program）とは、州課税庁と州公認会計士協会とのジョイントプログラムです。被調査者である納税者は、自己の納税協力（tax compliance）状態の調査をするために独立した公認会計士と顧問契約を締結することを認めるものです。公認会計士による調査費用は被調査者である納税者が負担するものの、調査の結果、増差額が出て、それに対する過少申告加算税などの懲罰税は免除されます。また、州課税庁は、独立した公認会計士との契約調査期間については、公認会計士調査に虚偽ないし不正がある場合を除いて、税務調査の実施を控えることとなります。ちなみに、被調査者である納税者は、公認（会計士）税務調査プログラムに参加し、負担した費用は、州税の計算にあたり経費控除・損金算入ができます。

このプログラムに参加を望むCPAは、州当局が作成した自習コースを習得し、州公認会計士協会が実施する試験に合格するように求められます。一方、このプログラムに参加し税務調査を受けたいと望む納税者の方も、税の滞納やほ脱などの履歴がないかなどの精査を受けるように求められます。

税務調査の民間委託プログラムを実施している州の多くは、契約調査プログラムのみを導入しています。公認（会計士）調査プログラムを導入している州は、フロリダ州とテキサス州のみです。

——税務調査民営化拡大の理由は？

（石村）アメリカ諸州において、課税処分のための税務調査に民間の契約税務調査人が登用されるようになったのには、いくつかの理由があげられ

ます。その一つは、徴税コストの合理化、官民競争の手法を採用した税務サービスの質的改善にあります。この背景には、いずれの州においても、課税庁職員のリストラクチャリング、税務業務の民間参入による徴税コストの極少化が重要な政策課題になっている事情があります。また、課税庁内調査官による税務調査業務の独占を排除し、民間の契約調査人と競わせることにより、ある種の競争状態の中で、被調査者である納税者が満足の行く、丁寧かつ効率的な税務サービスを提供することもねらいです。

そして、もう一つの理由は、諸州で実施される税務調査の内容にあります。通例、諸州における税務調査は、受忍義務者の対応に従い任意から強制へと段階的に強化・実施されます。しかし、大方は「純粋な任意調査」の段階で調査は終了してしまいます。このように、大部分の税務調査が、もろに「公権力の行使」がない段階で終わってしまう実情も、税務調査の民間委託を積極的に後押しする要因といえます。

さらに、公認会計士（CPA）の数の多さも、税務調査の民間委託を後押しした一因といえます。社会の隅々まで市場原理を行き渡らせようとするのがアメリカ主流の考え方です。したがって、この国においては、例えば資格試験を難しくするなどの方法で、政府規制ないし公的規制を強めて専門職の数を制限するような手法をとることは消極的です。したがって、専門職資格の「質」の管理に政府が必要以上に関与するような政策には組しません。むしろ、こうした専門職の「質」の管理は、そのサービスを活用する消費者・クライアントのニーズ、あるいは市場に委ねようという姿勢が強いのです。

このため、公認会計士（CPA）や弁護士などの資格取得は、わが国などに比べると、格段に容易です。その一方で、毎年、大量に誕生する公認会計士は、厳しい市場競争にさらされています。消費者・クライアントへの低廉で良質の専門職サービスの提供を余儀なくされます。こうした状況の下、公認会計士を契約税務調査人に登用することは、擬似市場競争化から得られる州の利益のみならず、職域拡大をねらう公認会計士界の利益にもかき消されます。まさに、こうした点も、契約調査人制度の広がりにつながっている要因といえます。

——プログラム拡大に伴う問題はないのでしょうか？

(石村) 税務調査の民間委託プログラムの広がりとともに、プログラムのあり方を問う動きも活発になってきています。課税処分のための税務調査は、わが国流の法的理解に従えば、公権力の行使を伴う事実行為たる性格を有します。

アメリカでも、私人である契約税務調査人が公権力を行使することに対してはいまだ強い異論があるのも事実です。諸州の憲法の下では、課税権については州や地方団体がこれを独占・排他的に行使しうるものになっています。このことから、税務調査分野への民間参入は法的に認められないとする司法判断も出ています。

また、税務調査への民間参入は、被調査者たる納税者のプライバシー保護や税務情報の漏えい防止の観点からも好ましくないとの批判があります。

税務調査への民間参入プログラム、契約税務調査人制度をめぐる課題は多岐にわたります。法的な課題のみならず、「スリムな政府の実現」、¹⁾「徴税の効率化、膨らむ徴税コストの削減」、²⁾「税務サービスの質的改善のための擬似市場原理の導入、アウトソーシング(外部委託)の是非」、³⁾「職業専門家の職責・利益相反行為の防止のあり方」、⁴⁾等々の政策課題にまで及びます。山積する課題は実に多様です(詳しくは、石村耕治「アメリカの契約税務調査人制度～税務調査の民間委託プログラム(1)～(3)」税務弘報47巻6号・9号・10号参照)。

—— フロリダ州の公認税務調査プログラム(CAP)とは?

(石村) フロリダ州は、2001年7月に、従来の契約税務調査プログラム(Contract Audit Program)に代えて、「公認税務調査プログラム(CAP=Certified Audit Program)」の名称で、新たな税務調査の民営化プログラムを実施し、今日に至っています。

公認税務調査プログラム(Certified Audit Program)ないし公認会計士税務調査プログラム(CPA Audit Program)とは、州課税庁と州公認会計士協会とのジョイントプログラムです。被調査者である納税者は、自分の納税協力状態の調査を受けるために独立した公認会計士と自由な報酬額を設定して顧問契約を締結することを認めるものです。公認会計士による調査費用は被調査者である納税者が負担するものの、調査の結果、増差額が出て、それに対する過少申告加算税など

の懲罰税は免除されます。また、州課税庁は、独立した公認会計士との契約調査期間については、公認会計士調査に虚偽ないし不正がある場合を除いて、税務調査の実施を控えることとなります。ちなみに、被調査者である納税者は、公認(会計士)税務調査プログラムに参加し、負担した費用は、州税の計算にあたり経費控除・損金算入できます。

この革新的な税務調査民営化プログラムは、世界に先駆けてフロリダ州において導入されました。フロリダ州では、「公認税務調査プログラム(CAP=Certified Audit Program)」と呼ばれます。市場化テスト(market testing)ないしは官民競争入札(public-private competition)の民営化手法をベースとしたものです。課税庁が伝統的に行ってきた業務について、公募・競争入札などの手続を経て、課税庁内組織との競争において、民間事業者(CPA)の参入を認めるものです。

フロリダ州課税庁のジム・ジンゲイル長官は、「州は、一般大衆に対する費用負担を強いることなしに、税務調査の範囲を広げることができる。公認会計士は、企業に対する業務を売り込むことができる。一方、企業は、よりなじみの深いところから自発的納税協力に関する情報を得ることができる。」と、このプログラムを積極的に評価しています。

また、州課税庁幹部は、公認会計士にとり、このプログラムに参加することにより学んだ売上税に関する問題点を、自己の関与先の相談業務に生かすことができることから、有益であるとの評価を下しています。

一方、フロリダ公認会計士協会(FICPA=Florida Institute of Certified Public Accountants)も、公認税務調査プログラムを積極的に評価しています。その理由としては、公認会計士の業務拡大につながることで、税務の知識拡大に結びつくこと、さらには、関与先に対する相談業務の充実に役立つことなどを挙げています(See, D. P. Garringer, Florida's Certified Audit Program《2005》)。

ちなみに、このフロリダ州の公認税務調査プログラムは、2001年に、アメリカ訓練開発協会(ASTD=American Society for Training and Development)の年次最優秀実務プログラムであるとの栄誉を受けました。

公認会計士(CPA)が、認定税務調査人として、依頼者である納税者に対し税務調査を行う場

合には、さまざまな責任を負うこととなります。それらのうち、ひときわ重要なのは、認定税務調査人となった公認会計士が依頼者と特別の利害関係にあってはならないという点です。言い換えると、「独立性」が維持されているかどうかです。

このように、認定税務調査人になった公認会計士が、依頼者との合意に基づき受任した特定の手続（agreed-upon procedures、「合意された手続」）において、独立性が問われる背景には、公認会計士の職業倫理基準や州の定めた規則などの存在があります。

例えば、州規則 12 - 25 . 033 (2) [公認税務調査プログラムの適正及び要件] では、次のように定めています。

「公認税務調査の独立性の問題に関して出されたフロリダ州会計士審議会諮問委員会の勧告書において示されたガイドラインがある。これによると、納税者に対する公認の税務調査サービスが適正であるために、公認税務調査人は、依頼者である当該納税者との関係において独立していなければならない。個々の事例に係る状況と事実が、これら既に出されているガイドラインに示された事例とほぼ一致しているかどうかは、州歳入省（DFR）が判定するものとする。状況及び事実が固有であり、こうした事例に当てはまらないものであること、又は、公認税務調査人が遭遇している状況は会計士審議会が従前に掲げた状況と一致しないことを理由に、歳入省が参加申請を拒否する状況にあると思われる場合が考えられる。こうした場合、公認税務調査人は、その固有の状況に関して、会計士審議会に対し勧告的見解又は宣言的決定を求めて申立をすることができる。この場合、歳入省は、その申立てに対する会計士審議会の回答に従うものとする。」

「独立性」とは、きわめて抽象的な表現であり、中身に踏み込んだ典拠が求められて当然です。前記の州規則でもふれているように、フロリダ州課税庁つまり歳入省（DFR）は、具体的な指針（ガイドライン）を示すべく、フロリダ州会計士審議会（FDA = Florida Board of Accountancy）に対し、依頼者（調査対象企業・被調査者たる納税者）との関係において公認会計士の独立性が問われてきそうな 21 の事例を示しています。

市場化テスト手法はわが国に定着するのか

—— 最後にもう一度聞きたいと思います。「市場化テスト法」ともよばれる公共サービス改革法が先の国会で成立しましたが、市場化テスト手法は、わが国に定着するのでしょうか？

（石村）これまで、役所（行政）が独占的に手がけてきた公共業務に「官民競争入札」を実施し、良質でコストパフォーマンスの良いサービスを提供しようということになりました。官の独占で「役所社会主義」の腐敗した構造にメスを入れようということでは、大きなうねりだと思います。

市場化テスト法は、規制改革・民間開放推進会議が音頭を取り、国や地方団体の事業を民間に開放すべきだとの結論を法律にしたものです。これまでの、「民間委託」の考えをもう一步すすめて、「市場化テスト」つまり官民競争入札で、業務を行う者を決めようという方向になったわけです。もし競争入札で民間が勝てば、その業務をそっくり民間の事業者に開放し、任せようというわけです。

—— ということは、例えば、公共職業安定所は、憲法二七条に規定する勤労権を保障するために設置されています。この運営を民間の人材ビジネスに任せるということになると、労働者の権利が大きく後退するではないでしょうか？

（石村）官公労などは同趣旨の発言をしています。ただ、私立大学の就職課は、学生や卒業生に、きめ細かな就職指導・斡旋・助言などを行っています。また、高度職業人や人材の斡旋はいわゆるヘッドハンティング会社が行っています。となると、職安の存在は？？となるわけでしょう。民間でもやれるなら、民間に開放しても問題はないのではないのでしょうか。雇用保険についても、雇用（失業）保険料で、箱物をあちこちにつくる無駄遣い役人とかをみていますと、これも民間に解放して、自賠償保険と同じように民間に任せの方が効率的なのではとを感じるわけです。どうしても「官」でなければならないとすると、コストとかサービスの質などの面で、「官」は「民」を超えることができると証明する必要があるわけですね。

もちろん、「民」が市場化テストのニーズを支えられるだけ成熟しているのか、疑問があることも否定できません。「民」の自覚と責任感がないと、やはり「官」がいいと、国民・納税者は「官頼み」の姿勢をますます強める「リバウンド」は避けられないと思います。

それから、民営化に伴う国民・納税者のプライバシーの「民間管理」に信頼が置けるのか、といった問題も、慎重に考慮する必要があります。

今度は社会保障番号だって、 番号管理はもうたくさんだ☁☁☁

— 番号使った「税と社会保険料との一括徴収」策、
民営化阻止で役人がスクラム

《
対
論
》

河村たかし (PIJ相談役・衆議院議員)

石村 耕治 (PIJ代表・白鷗大学教授)

経済財政諮問会議の民間議員が、社会保障番号や社会保障個人会計を導入するように求めた提案を2006年5月31日の会議で行った。

この提案では、国民一人一人に社会保障番号を付与し、年金や介護、医療に関する給付と負担の情報を個人単位「個人会計」で一括して管理することで、複数の制度にまたがる社会保障全体の効率的な運営につながると指摘。さらに、これまでの給付額や保険料などが分かる上、転職や転居、結婚、離婚で制度間を移転する際のミスで被保険者資格がなくなることも防げるとしている。また導入にあたっては、個人情報保護を徹底し、本人や保険者、行政機関、医療機関などに利用を限定すべきであるとした。

2006年6月7日に、導入検討のため関係省庁による連絡会議を設置することを決めた。7月上旬に取りまとめる「骨太の方針」にも社会保障番号制度を「検討する」との文言を盛り込むことで一致したという。

表面的にみれば「なるほど」。内実は、国民

のプライバシーを役人が蹂躪する仕組み、「個人会計」の一部に財界が算入し、おぼれ頂戴で翼賛する。だが、こんな提案を考えた役人やかれらと結託した御用シンクタンク、御用学者などの狙いは違うところにあるのではないか？この提案では、意図的に「税」が抜かれている。「納税者番号」隠しのためだ。

膨大な血税を投じ、国民の大反対を押し切って導入したカネ喰い虫の住基コード・住基ネット。今度は、「社会保障番号」の導入。当面の狙いは「税と社会保険料との一括徴収」。番号使って「税と社会保険料との一括徴収」の仕組みをつくれれば、年金制度の民営化あるいは保険料徴収の民営化阻止ができるということで、役人がスクラムを組んだ。こんな仕組みをついたら、社会保険料徴収、さらには税金徴収の民営化・民間参入などは絶対に進められなくなる。役人の削減、税や社会保険料徴収の民営化論者である河村たかし衆議院議員 (PIJ相談役) と石村耕治PIJ代表に、この問題の本質について議論いただいた。

(CNNニュース編集部)

社会保障番号導入案の「表」と「裏」

(石村) 経団連 (日本経済団体連合会) が、2004年9月1日に出した報告書「社会保障制度等の一体的改革について」があります。この中で、「社会保障個人会計 (仮称)」、「個人番号」をあげています。経済財政諮問会議は、こうした財界の主張を、国民的な議論を中抜きにして、「個人会計」「社会保障番号」というネーミングで実施しようという魂胆だと思えます。

(河村) ネーミングの問題はさて置いて、「社会保障番号」で、年金や介護、医療に関する給付と負担の情報を個人単位「個人会計」で一括して管理することで、複数の制度にまたがる社会保障全体の効率的な運営につながるということですが、連中の考えることから、「表」と「裏」は違うでしょう。

(石村) 産官学、すなわち、財界とくに金融証券業界、役人、御用学者連中、それぞれ思惑は違うとは思いますが、この提案は、社会保障全般を役所が管理運営することを前提につくられている

ことが特徴です。

(河村) 社会保険庁はあのひどさですから。あの官庁の解体とか、年金保険料徴収の民営化とかが議論になってますわ。

(石村) 今回の提案では「税」は意図的に抜かされていますが。経済財政諮問会議の考える社会保障番号導入の理由は、税や社会保険料などの徴収の「官営」継続を死守する狙いがあるわけです。

(河村) 運営や徴収の「民営化」の視点はほとんどないわけか。

(石村) そうですね。この提案は、背番号を導入し、その番号を使った「個人会計」という名の個人別データベースをつくり、役人が管理する仕組み。役所社会主義の究極のモデルです。税や社会保険料などの徴収の「官営」継続を当然とする考え方からすれば、新たな共通番号(社会保障番号・納税者番号)を導入し徴収一元化をすることは効率的なようにみえるでしょうけど。

(河村) まあ、税や社会保険料などの徴収「民営化」推進を前提に考えれば、共通番号による徴収一元化は、民間への税・社会保険料情報の垂れ流しにつながり、深刻なプライバシー問題を引き起こす可能性がでてくるといって、役人に都合のいい結論を導くことができますわな。

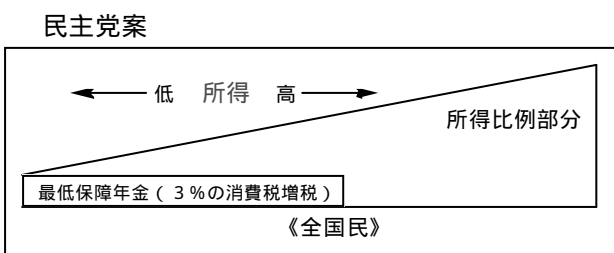
(石村) 民間にプライバシー管理を任せると濫用するから、役所が管理する方が安全、といった考えにもつながりますが。

(河村) まるで「役所社会主義」そのものだわな(笑い)。

民主党の納番導入案とは

(石村) 民主党も納税者番号の導入とか、わけのわからないこと言っていますが。河村議員は別として、導入派連中の言う納税者番号は、経済財政諮問会議がいう社会保障番号とは内容が違うようですね。

(河村) 民主党は、年金制度の改革案の中で、所得比例部分の所得把握のために納番を入れようという提案です。

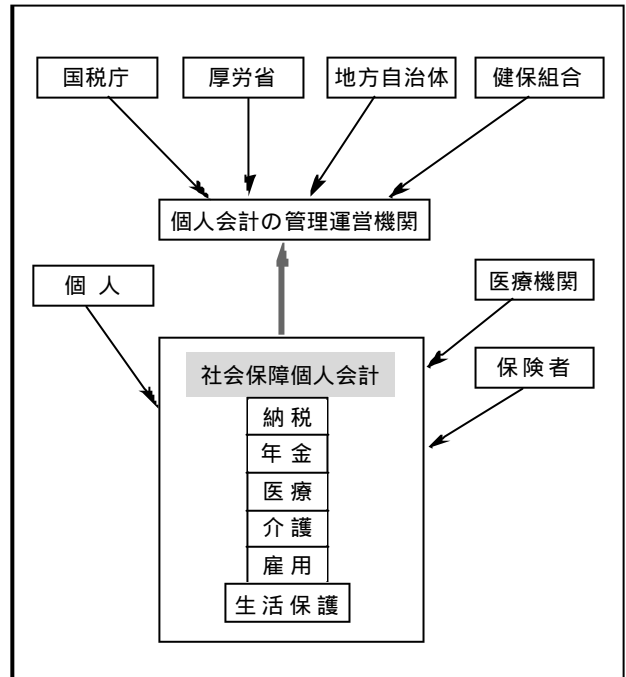


国民・共済・厚生年金を一元化する。
 すべての年金を「所得比例年金」に一元化、保険料率15%を上限
 全国共通の所得比例年金「最低保障年金月7万円」を設ける。
 その財源には、3%の「年金目的消費税」を充てる。
 「所得比例年金」の基礎となる「所得」を正確に把握するために「納税者番号制」を導入する。
 社会保険庁の廃止、国税庁と統合し、歳入庁とし、そこで、税金と保険料を一元徴収する。

(石村) それこそ、社会保険庁の役人も国税庁職員になる。これで、年金保険料徴収の民営化は阻止、社保庁職員の身分も「安泰」。これまでやってきた悪事もイメージ・チェンジで不問。

(河村) これだから民主党の「小さな政府」論など、絵に描いた餅だわな。

〔社会保障個人会計のイメージ〕



「個人会計」って何か

(石村) 社会保障番号の導入、さらには「個人会計」の導入は、「民営化への抵抗勢力」の育成につながるといっていいでしょう。

(河村) なるほど。それで「個人会計」の提案が、役所と財界のタイアップでつくられているわけは？

(石村) この背景には、財界・金融界は、将来的な展望として、個人の選択で、保険料の一部を確定拠出型の「個人会計」に振替、加入者自身が、株式や債券のファンドで運用する仕組みの組入れを

模索しているからでしょう？ ブッシュ提案と同様に、自己責任で国民全員が株や金融商品を買って、投資で老後の生活資金をあみ出しをすすめることでおこぼれ頂戴ということでしょう。

(河村) アメリカの真似ですか？

ブッシュ政権における改革の方向性
～「個人会計」の導入案

公的年金関連

《「個人勘定」の導入》

- ・ 公的年金制度に「個人会計 (Personal Account)」を導入する。
- ・ その上で、個人の選択で、保険料の一部を確定拠出型の「個人会計」に振替、加入者自身が、株式や債券のファンドで運用する仕組みを組み入れる。
- ・ 受給者が死亡した場合には、相続も可。

《賦課方式から、積立方式への移行》

- ・ 二重負担解消の課題～移行期の勤労世代は、「賦課方式で負担を負う一方で、自己の積立も求められる」という課題が重荷。
- ・ この課題の解消を全額国債発行で賄う案が浮上。一方で、大量の国債発行に伴う金融市場への影響が懸念される。

(石村) そうです。ブッシュ政権は、「社会保障税 (保険料・拠出金・掛金) の引上げはせず、給付抑制による年金財政の健全化を模索。現行の確定給付・賦課方式の公的年金制度の一部を、確定拠出・積立制度へ移行する」ことを提案をしています。

(河村) うまく進んでるんですか？

(石村) 進んでいるわけがないでしょう。わずかばかりの給付で老後を支えようという趣旨の社会保障制度に自己責任の「市場競争」の原理を持ち込む考え方。金融・証券業界はロビー活動を強めています。異論が多く、進んでいません。

(河村) 日本の経済財政諮問会議の学者メンバーや財界メンバーは、「個人会計」をどうエスカレートさせていくか写真を描いているけども、隠している部分がある。

(石村) 仰せのとおりです。狡猾な連中です。このままでは、庶民が株屋に食い物にされることが危惧されます。

年金制度の民営化と徴収の民営化

(河村) 社会保障制度の民営化を考える場合、

運営を含む制度全体の民営化か、あるいは 徴収の民営化のみか、分けて考えることもできますよね。

(石村) 運営を含め制度全体を民営化すると考えた場合には、現在、自動車の自賠責保険は、加入は強制、しかし、保険の運用は民間保険会社が行っている例が参考になるかと思います。とりわけ、財務省は、年金は最低限の給付にとどめ、「負担した金額が年金として給付される制度を目指す」といっていますから。

(河村) これは、保険会社の「年金保険」となんも変わらんわな。となると自賠責の仕組みを参考にすればいいわけだ。自賠責の仕組みにならんようにするには、役人は、できるだけ税の徴収と年金の徴収の一元化を急がんといかんわけだわな。

(石村) ですから、民主党の納番を導入して税の徴収と年金の徴収を一元化する提案は、「民営化」阻止のための強力な援護射撃にもつながりますよね。

(河村) そうだわな。「納番」も「社会保障番号」も、ネーミングが違うだけで中身はおんなしだわ。それで、年金保険料の徴収のみを民営化すると考えた場合には、徴収市場の民間開放で対応が可能だわな。

(石村) 役所サイドからは、税や社会保険料は、強制徴収が伴うので民営化にそぐわないとの認識があります。しかし、今回の駐車違反取締の民間委託ケースのように、官の出番を例外とし、民に業務を開放することは可能です。

(河村) 警察の利権構造に使われた今回の駐車違反取締の民間委託はひどい悪例で批判が多いですけど。まあ、利権を排除して、官民競争入札、市場化テストを使えば、徴収の民営化は可能だわな。

(石村) この辺は、それこそ、役人はもちろんのこと、彼らの意を受けた政治家までもが「抵抗勢力」でしょうから。

アメリカの現状～徴収一元化が民営化の障壁に

(河村) 確か、アメリカでは、国税庁が、税金と保険料とを一括徴収していますよね。

(石村) アメリカの制度は、次のとおりです。

(河村) 徴収一元化でデメリットはありますか？

(石村) 連邦議会には、徴収の民営化法案が何度も出されていますが、内国歳入庁 (IRS) や国

税労組は、納税者情報 + 社会保険情報の垂れ流しの危険を理由に徴収の民営化に反対し、実現するにいたっていません。

(河村) 徴収の民営化促進の観点からは、徴収一元化はマイナスに作用するという事ですな。

(石村) 一方、州レベルでは、税務調査や徴収の分野での民営化は進んできています。フロリダ州やテキサス州のように、市場化テストを積極的に推進しているところも増えてきています。

(河村) しかし、連邦レベルでも、税務業務の民営化に新たな動きが出てきたようですね。

(石村) 企業税制の改革を主なねらいとした「アメリカ人の雇用創出法 (American Jobs Creation Act of 2004)」と名付けられた2004年の税制改正法に徴収業務の民営化条項が盛り込まれたことですね。この条項では、連邦税の徴収額の25%までの報奨支払を条件に課税庁 (IRS = 内国歳入庁) が民間債権回収業者 (private sector debt collectors) に徴収業務を委託する権限を認めました。アメリカでは、内国歳入庁 (IRS) が、税金と社会保険料の双方の徴収にあっている。このことから、この徴収業務の民営化を推進することは、税金のみならず社会保険料 (税) の徴収にも民の力を活用することにつながるわけです。

(河村) うまくいっているんですか？

(石村) この民間債権回収業者の活用案に対しては、全米財務省職員労働組合 (NTEU = National Treasury Employees Union) が、雇用の不安定要素になるなどを理由に強く反対しています。NTEUの抵抗は極めて頑強です。2005年には、民間債権回収業者とアウトソーシング契約を結ぶに必要な予算の承認を阻止するように連邦議会にロビイング (政治働きかけ) を行い、成功しました。また、NTEUのロビイングを受けて、連邦議会には、滞納税を徴収するために民間債権回収業者とアウトソーシング契約を結ぶ長官の権限を削除するように求める法案が出されました。

(河村) なかなか、どこの国でも、大きな変化には抵抗がありますね。

一目でわかるアメリカの社会保障の基礎知識

《公的年金に関する組織》

年金を管理・運営する組織

- **社会保障庁** (SSA = Social Security Administration) ~ SSAの業務は、OASDIの適用対象者 (被保険者)

の登録、社会保障税納付の記録および転職に伴う通算措置や年金給付額の算定、老齢年金、遺族年金、障害年金の申請手続などの管理・運営。

社会保障税 (保険料) を納付・徴収する組織

- **内国歳入庁** (IRS = Internal Revenue Service) ~ IRSの業務は社会保障税を納付・徴収。

• 被用者 (従業員) は、連邦保険拠出法 (Federal Insurance Contribution Act) に基づき、雇用主が労使双方の税額を内国歳入庁 (IRS) に四半期ごとに納付。

• 自営業者は、自営業者拠出法 (Self-Employment Contribution Act) に基づいて、毎年所得税の申告納付と合わせて、内国歳入庁に申告納付。

《社会保障番号 (SSN) とは何か》

• アメリカの公的年金制度は、各個人に付した社会保障番号 (SSN = Social Security Number) で一元管理。

• 社会保障番号 (SSN) は、わが国の基礎年金番号に近い。

• 社会保障庁 (SSA) が、個人の申請によってSSNを交付。

• 就労年齢、パートタイムがフルタイムかなどにかかわらずなく、雇用主は、その従業員に給与を支払う場合、その者の社会保障番号 (SSN) の提示を受け、州および連邦に対する源泉所得税額に加え、法定額の社会保障税を天引き徴収。

• 言い換えると、社会保障番号 (SSN) の提示ができない者は、合法的には就労できない。

• 同時に雇用主は従業員 (被用者) が拠出した金額と同額分の支払い負担義務を負う。

• 雇用主は、労使が拠出する合計金額を内国歳入庁 (IRS) に納付。その際に、従業員の社会保障番号 (SSN) を提示。

• いわゆる “一階建て” の公的年金制度の下にあることもあり、社会保障番号 (SSN) を使って、社会保障庁 (SSA) と内国歳入庁 (IRS) との間でのファイルの一元管理が可能。

• 社会保障庁 (SSA) は、社会保障番号 (SSN) の提示を受ければ、過去の納付金額の実績が瞬時に分かる。透明性は高い。

• 社会保障番号の国民背番号化で、社会全体が深刻なプライバシー問題に直面。

• 社会保障番号で、税と保険料 (料) を一元徴収すると、徴収の「官営」は固定化し、徴収業務の民営化を推進することは著しく困難になる。

《社会保障庁 (SSA) と内国歳入庁 (IRS) との連携の仕組み》

• 内国歳入庁 (IRS) が徴収した社会保障税はいったん国庫に納付され、OASDIの老齢年金信託基金、障害年金信託基金、メディケア信託基金に繰り入れられる。

• 適用対象者の適用収入 (適用基準額を超えて社会保障点数が付与される収入) 金額等の記録は、内国歳入庁

(I R S) から社会保障庁 (S S N) に送られる。
 ・ O A S D I の各信託基金の管理や投資は、信託理事会 (Board of Trustees) の監督のもとに財務長官が行う。原則として、国庫負担なし。
 ・ 信託基金の状況を検討し適用や給付等について勧告する機関として、社会保障諮問会議 (Advisory Council on Social Security) を設置。

《老齢年金の受給資格・開始年齢》

・ 受給 (完全被保険者) 資格は、 2 1 歳から 6 5 歳に達するまでの間に少なくとも 1 0 年間基準額を超える所得を得て働き 社会保障税の納付が必要。
 ・ 総計 1 0 年間分 (1 2 0 ヶ月分) の保険料納付が要件。したがって、失業などで収入のない時期には保険料を納付する義務はない。
 ・ これは、過去の納付額に応じて年金受取額も違ってくことを意味する。
 ・ 受給開始は、 6 5 歳から (2 0 2 7 年に 6 7 歳まで引き上げ) 。 7 0 歳まで開始時期を選択可。
 ・ 前記 1 0 年納付要件を満たし受給資格を得ると、その翌年から毎年 4 月に、有資格者は、社会保障庁 (S S A) から郵便で、次の内容の通知を受ける。
 自分自身が過去に支払った年金拠出額の年度毎の記録現時点の払い込みを前提にした年金受給年齢に達した場合の年金受取額、
 身体障害等の理由で働けなくなった時に受け取れる年金額。
 本人が死亡した場合に受け取れる遺族年金額

《老齢年金給付額》

・ 老齢年金の給付水準 (全受給者平均額) は、次のとおり。
 単身 ~ 月 6 9 7 . 3 ドル
 夫婦 ~ 月 1 0 4 6 . 0 ドル (1 9 9 4 年)
 ・ 老齢年金の受給者本人に年金以外の収入がある場合には年金給付額に対して所得調査 (earnings test) が課せられる。
 ・ 所得限度額を超えた場合、その分だけ年金が減額される。(7 0 歳以上は、減額なし。)

《課税優遇措置》

・ 税引後の所得から積立 (拠出金には所得控除なし) 、給付時に 2 分の 1 課税

「歳入省」創設は「懲りない悪徳社保庁の延命策」

(石村) 一口に社会保障制度の民営化といっても、理屈としては、 運営を含む制度全体の民営化か、 徴収業務のみの民営化か、 の選択があります。

(河村) だけども、大方は、 徴収業務のみの民営化・民間開放を求める意見。この場合には、

駐車違反取締の民間委託の例に倣って、官の出番を例外とし、徴収市場を民間に開放することで対応できる。だけども、現実には、こうした 徴収業務のみの社会保障制度の民営化の考え方に対しても、強い「抵抗勢力」がある。

(石村) シンクタンクの研究員や朝日新聞社説、民主党などが唱える国税庁と社会保険庁を合体し、「歳入庁」を新設し、税金と社会保険料の徴収業務を一元化すべきであるとする提案が、最たる例の一つです (西沢和彦「社保庁改革 ~ 税との一括徴収 有効策」読売新聞 2 0 0 6 年 6 月 8 日朝刊、朝日新聞社説 2 0 0 6 年 8 月 7 日朝刊、民主党の国民年金法等の一部を改正する法律を廃止する等の法律案) 。

(河村) だけども、こうした提案は、「懲りない悪徳社保庁の延命策」以外の何ものでもないわけか。民主党ばかりか、マスコミも、過去不問の国税と社会保険庁がくっついて「歳入庁」になる延命策を支持ですか。

(石村) 「国税の衣」で包み隠しての延命策です。社会保障制度の民営化、業務への市場化テストの導入の途は法的に開かれたものの、真の改革は遅々として進まずです。役人は、市場化テスト法とかは大嫌い、言葉を聞くのもイヤかも知れませんが。

(河村) 財界も、税金はしばらく表面に出さないようにして、「社会保障会計」とか「個人会計」とかのネーミングで制度づくりを進める。そして、年金の一部でお年よりに「株買え」の投資勧誘が可能になる。一方、社保庁の役人は、「歳入庁」の新装開店で、過去をチャラにできる。徴収業務の民営化も阻止できる。

他の省庁も、「納税者番号」とかを、国民に騒がれないで裏口導入できるわけか。財界や役所の皆様方がハッピーでいいわけか (笑い) 。

(石村) まったくの「国民不在」です。

(河村) 劇薬かもしれませんが、それこそ「産官学」グルの「日本株式会社」を再編するには、「歳入庁あるいは国税庁・社保庁連合のコア業務への市場化テスト導入」がカギなのかも知れませんね。みえてきました。

(石村) 政治の方も、将来を見据えて、よく考えていただきたいと思います。

(河村) 今日は勉強になりました。新しい視点が開けてきました。精一杯、努力いたします。ありがとうございました。

《わが国のプライバシー保護環境の実態》

宇都宮市教育委員会 「宇都宮市立小・中学校における個人情報保護の取扱い」 (2006年8月)を公表

http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kyoiku/gakkokoyoiku/gakkokoyoiku_13_kojinjyouhoutoriatukai.htm

(CNNニュース編集部)

析 木県宇都宮市教育委員会は2006年8月末に、情報保護のマニュアルとなる「市立小・中学校における個人情報保護の取扱い」をまとめ、公表した。05年4月の個人情報保護法の施行や、全国で相次ぐ個人情報トラブルなどを勘案し、教委としての対応のための指針をつくったもの。教委独自のマニュアル作成は県内初という。

マニュアルには、教諭の個人所有パソコンでの、データ管理に細かい規定をしている。その他、学校ホームページ上に児童・生徒などの写真や名前を掲載する際は本人と保護者に通知、授業参観などでの保護者によるビデオ撮影などは原則禁止、卒業生が名簿類の閲覧を求めた場合には個人情報開示請求で対応、報道機関が教育活動を撮影する場合には本人と保護者に通知など、具体例が挙げられている。マスメディアの基準とぶつかりあうことも危惧される面もみられる。

『宇都宮市立小・中学校における個人情報保護の取扱い』（抜粋）の主要な部分を掲載すると、次のとおりである。

個人情報保護の取扱いについての 具体的な対応

1 個人情報の管理責任者及び総括担当者 の設置について

学校では、校長を個人情報の取扱いにおける管理責任者、副校長または教務主任を総括担当者として、学校における個人情報の適正な収集・管理・提供等の状況を十分に把握し、個人情報の保護に努めなければならない。

2 教員の利用するパソコンにおける 個人情報の管理について

ア 教育委員会配備パソコン及びデータの外部持ち出しの禁止

教育委員会で配備しているパソコン及び職務遂行上の個人情報に係わるデータについては、外部に持ち出してはならない(平成17年7月『宇都宮市学校教育情報セキュリティポリシー』参照)。ただし、職務遂行上やむを得ない場合に、管理責任者である校長の許可を得て、FDやUSBメモリなどの補助記憶装置に必要最小限のデータを保存して外部へ持ち出すときは、この限りではない。

イ 個人所有パソコンの取扱い

職務上やむをえない場合に使用する個人所有のパソコンの取扱いについては、常に細心の注意を払い、パソコン紛失やデータ漏洩等が起こらないようにしなければならない。また、データを個人用パソコンのハードディスクに保存しないようにする。

3 家庭との連携や外部公表への対応について

ア 家庭の状況や緊急時の連絡先・健康状況等

学校がその教育目的を遂行するため、家庭の状況や緊急時の連絡先・健康状況等の個人情報を収集することは必要である。その際、学校は、保護者へ文書(別紙通知文例1参照)で利用目的を説明した上で、自己の情報を提供することを拒否できる権利を確保しなければならない。なお、個人情報の収集が新たに必要になったり、利用目的が増えたりした場合は、その時点で同様の方法で保護者に説明し、必要な個人情報を収集する。

【解説】

「自己の情報を提供することを拒否できる権利を確

保」するとは、各家庭で伝えたくない項目は空欄で提出する、あるいは提供する情報を選択できるような配慮をすることなどである。

また、保管については、紛失等のないよう厳重な管理が必要である。なお、本市が共通の様式として示している「家庭のようす」に係る個人情報の例については、教育情報システム内の教育委員会キャビネットに記載されている。

イ 連絡網の作成・配付

児童生徒の連絡網を作成・配付することは学校教育上必要なことである。作成に当たって、学校は、緊急時の連絡や対応のためであることなどについて保護者に文書（別紙通知文例2）での説明を十分に行い、自己の情報を提供することを拒否できる権利を確保しなければならない。また、学校は、保有上の注意を連絡網に明記する必要がある。

【解説】

クラスや部活動などの単位で作成し、構成員全員の連絡網を配付することは、学校教育上必要なことである。「説明を十分に行い」とは、入学時や新学期の開始時に文書を通して、目的、提供先、保有上の注意、保有期間終了後の取扱いなどを明らかにすることなどである。

「自己の情報を提供することを拒否できる権利を確保」する例としては、保護者が記載内容を選択したり、記載を拒否したりできるようにし、そのような場合は、担任や顧問などから直接連絡を行うようにすることなどである。なお、PTAやスポーツ少年団などの連絡網の作成・配付についても同様であるので、学校は必要に応じて助言を行う。

「保有上の注意」(例)

業者などの第三者から他の児童生徒の電話番号を聞かれても絶対に教えない。

連絡網を複製・複写して他の人に売ったり渡したりしない。

紛失防止などのため、外出の際に持ち歩くことのないようにする。

ウ 学校だよりやホームページへの写真・氏名等の掲載

学校だよりやホームページ等に、児童生徒や保護者等の写真や氏名など個人が特定できる情報を掲載する際には、本人及び保護者等に通知し、拒否できる権利を確保した上で行わなければならない。

【解説】

「本人及び保護者等に通知し、拒否できる権利を確保」する例としては、年度当初に文書で、全保護者に

学校だよりやホームページでの写真の公表方針について通知（別紙通知文例3）して、理解を得た上で拒否できる権利を確保する、あるいは公表する度ごとに口頭等で当該児童生徒及び保護者に連絡し、拒否できる機会を確保することである。PTAの広報誌なども同様であるので、学校は必要に応じて助言を行う。

エ 部活動等における個人の大会成績の外部公表

部活動等の個人の大会成績が氏名とともに学校だよりや記念誌等で公開される場合は、本人及び保護者に通知し拒否できる権利を確保した上で行わなければならない。ただし、校内の集会時において表彰伝達を行うことは、教育の目的上必要なことであるので、この限りではない。

【解説】

当該児童生徒に不都合がある場合に、随時拒否できる権利を確保するため、本人の大会成績等を記念誌、学校だより等に掲載する場合には、本人及び保護者に、文書（別紙通知文例3）または口頭で通知しなければならない。また、報道機関などへの情報提供の場合も同様である。ただし、報道機関等において公表済みの情報は、公開された情報であるので、本人及び保護者へ通知をせずに掲載することに問題はない。

なお、スポーツ少年団の表彰やPTAの広報誌への掲載についても同様であるので、学校は必要に応じて助言を行う。

オ 卒業アルバム、卒業文集の作成・配付

卒業アルバム、卒業文集を作成・配付する場合について、学校は、まず、掲載する個人情報を吟味した上で、氏名・住所・電話番号等を掲載することなどについて周知し、本人及びその保護者から同意を得なければならない。掲載内容は、同意した範囲で記載する。また、写真業者などが卒業アルバム作成のために学校行事等を撮影する場合は、児童生徒に事前に周知しておく必要がある。

なお、委託業務を行う場合、学校は受託者（写真館、印刷会社等）に提供した個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

【解説】

「同意を得なければならない」とは、掲載する個人情報の範囲などを文書で周知し、その上で同意書を提出してもらうことなどである。また、教育上の配慮として、作成にあたっては、写真や文集・寄せ書きなどの記載内容を十分に確認する必要がある。さらに、保有上の注意として、むやみに他者に見せたり貸したりしないこと、複製・複写をしたり売ったりしないこと

などを知らせる。

また、「提供した個人情報を保護するために必要な措置」の例としては、個人情報の保護に関する契約書（４のイ及び別紙契約書例参照）を作成すること、名簿や原稿など提供した個人情報を速やかに回収することなどである。また、PTA等が主体で作成する場合でも、上記を踏まえて適切な助言を行う。

カ 学習用教材等の購入

教材等物品の購入又はあっせんを行う場合、学校は、提供する個人情報が、業者が必要とする最小限の範囲となるような措置及び提供した個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

【解説】

「最小限の範囲となるような措置及び提供した個人情報を保護するために必要な措置」の例としては、次のようなことなどが考えられる。

- (1) 封筒や申込用紙を使用して申し込む場合は、本人、保護者が直接記載するものとし、書き込む項目を学年・クラスのみにするなど必要最小限にする。また、業者に渡した申込用紙等の個人情報は回収するなど、業者が当該教材の販売目的以外に使用することのないよう指導する。
- (2) 本人又は保護者が業者の店頭にて直接購入する。
- (3) 学校で集金し、購入する物品の合計数のみを業者に伝える。

キ 学校集金

学校が諸経費を集金するために銀行等への振込依頼書を保護者から提出させる場合は、依頼書に記載された個人情報を保護しなければならない。なお、保護者が納入方法を選択できるよう必要な措置を講ずることも必要である。

【解説】

「記載された個人情報を保護」とは、口座番号等の個人情報を他者に漏らすことのないようにすることである。また、「保護者等が納入方法を選択できるよう必要な措置を講ずる」とは、学校に直接必要金額を提出する方法も認めることなどである。

4 教育活動関係への対応について

ア 入学式、卒業式、運動会等のしおりやプログラム

入学式、卒業式、運動会等を実施する場合、個人情報が記載されているしおりやプログラム等を業者など学校以外の者に対して提供してはならない。ただし、来賓や保護者は式典に必要な構成員と考えられるので、この限りではない。

【解説】

当該行事の「必要な構成員」である来賓や保護者に対しては、学年・クラス・名前等が記載された名簿の配付などをしてもよい。

イ 旅行・集団宿泊的行事等の委託業務

旅行・集団宿泊的行事において委託業務を行う場合、学校は受託者（旅行業者や交通機関、旅館、保険会社等）に提供する個人情報が、必要最小限の範囲となるような措置及び個人情報を保護するために必要な内容を盛り込んだ契約書等を２部作成（１部を学校、１部を委託業者が保有）しなければならない。

【解説】

「提供する個人情報が、必要最小限の範囲となるような措置」の例としては、行事等のしおりには児童生徒氏名のみを記載し、住所や電話番号が記載された名簿等は提供しないこと、行事等の終了後、提供した個人情報を速やかに回収することなどである。なお、「契約書」は、学校、受託者のどちらが作成してもよい。

契約書に記載する事項（例）

秘密保持の義務に関すること。

個人情報の漏えい防止に関

個人情報の複写及び複製に関すること。

事故発生時の報告義務に関すること。

提出資料の返還義務に関すること。

義務違反又は義務を怠った場合における契約解除の措置及び損害賠償に関すること。

ウ 学校職員による写真・ビデオ撮影と写真、作品等の校内掲示等

職員が日常の授業や休み時間の様子などを記録目的として写真又はビデオ等で撮影する場合は、事前に児童生徒に知らせておく。ただし、従来から公開を前提としている学校行事等はその限りではない。また、学校行事等で撮影した写真や児童生徒の作品等を校舎内に掲示や展示をする場合は、同意を得る必要はない。

【解説】

「日常の授業や休み時間の様子」を撮影することを事前に児童生徒に知らせておくことは、学習を妨げる

おそれなどがあることから必要である。ただし、従来から公開を前提としている運動会や文化祭などの学校行事等を記録目的として写真またはビデオ等で撮影する場合は、事前に児童生徒に知らせておく必要はない。

「校舎内に掲示する写真・作品等」については、児童生徒が望まない場合は掲示や展示をしない、掲示や展示中の写真・作品等は適正に管理するなど、教育上の配慮が必要である。なお、作品等を研究記録などに掲載する場合は、名前を削除する必要がある。

エ 保護者等による写真・ビデオ撮影

通常の教育活動中の授業参観などにおける保護者等のビデオ・写真撮影は、個人情報保護の観点から、校舎内には多様な個人情報が掲示されていたり、写真等に写ることを拒否する者がいるおそれがあったりするので認められない。さらに、教育上の観点からも、児童生徒の活動や自由な発言などが妨げられるおそれがある。ただし、運動会や文化祭、各種式典などの学校行事等については、保護者や地域の実情を踏まえ、判断する。

【解説】

このことは、個人情報保護の観点だけでなく、教育活動を滞りなく実施する観点からの配慮が必要である。通常の授業参観における撮影は、児童生徒の活動や自由な発言などが妨げられるおそれがあるので適切ではない。「学校行事等」とは、従来から公開をしている運動会、体育祭、各種式典などが該当する。

ただし、撮影を認める場合には、撮影場所の配慮やフラッシュを使用しないなど、活動に支障がないよう一定の制限が必要である。なお、保護者宛の開催通知や行事の開会前に、撮影の制限や注意点について周知しておくが良い。

オ 報道機関による写真・ビデオ撮影

報道機関が教育活動等の様子をビデオや写真に撮影・公表する場合は、関係する児童生徒及び保護者等に通知し、撮影を拒否できる権利を確保した上で行わなければならない。

【解説】

報道機関による教育活動等の撮影は、校長の許可のもとに行われなければならないが、一律的に顔を撮影することなどを学校が拒否することは望ましくないので、撮影の目的や緊急性などに応じて対応する必要がある。

「本人及び保護者等に通知し拒否できる権利を確保」する例としては、当該児童生徒及び保護者に撮影の目的や提供範囲などについて通知した上（別紙通知文例

3）で、撮影を拒否できる権利を確保するか、口頭で連絡し拒否できる機会を確保することである。

5 指導関係への対応について

ア テスト等評価の扱い

テスト等の点数や評価は個人情報にあたることから、それが本人の権利利益を不当に害するおそれがあるときは、他の児童生徒に知らせてはならない。また、テストの答案用紙や児童生徒の提出物などの個人情報を、校外に持ち出す際には、管理に細心の注意を払う必要がある。

【解説】

次に掲げるのは「本人の権利利益を不当に害するおそれがある例」と考えられる。

- (1) 授業中にテスト（小テストを含む。）を児童生徒相互が採点する
- (2) 児童生徒が知られたくない評価結果を他人の前で発表する

「本人の権利利益を不当に害するおそれがない」例としては、児童生徒の作品等を見せ合い、そのよさを認め合うことを目的にしている場合などが考えられる。

また、「管理に細心の注意」とは、管理責任者である校長の許可を得た上で、外部に持ち出し、通勤途中や自宅での紛失等がないよう管理を徹底することである。

イ 校外学習における情報提供

校外学習を行う場合に外部へ提供する個人情報は、その学習を支援するために相手方が必要とする最小限の範囲としなければならない。また、学校は、提供した個人情報（感想文集等を含む）を保護するために、相手方に対して、必要な措置を講じなければならない。

【解説】

「最小限の範囲」とは、学年・性別・氏名のみとするなどが考えられる。また、提供した個人情報は回収することが原則だが、児童生徒の権利利益を不当に害するおそれがない場合は、回収しなくてもよい。

「提供した個人情報を保護するための相手方に対する必要な措置」の例としては、次のようなことなどが考えられる。

- (1) 提供した個人情報を当該学習以外で利用することを禁止する依頼
- (2) 提供した個人情報の販売、譲渡等の禁止の依頼
- (3) (感想文集等を配付する場合) 本人に対して配布することを通知し、拒否できる権利を確保

(4)(感想文集等を配付する場合)取扱い上の注意の記載

ウ 進路指導

卒業生の進学先の進学者数等を児童生徒や保護者に伝えることは、進路指導に役立つ視点から必要なことである。ただし、個人を特定することのできる情報については、当該情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

【解説】

「当該情報を保護するために必要な措置」の例としては、次のようなことなどが考えられる。

- (1) その学校の受検(験)を希望している児童生徒や保護者に限定して情報提供する。
- (2) 複数の年度の情報を平均化するなど、特定の児童生徒の点数等が分からないように提供する。特に、進学者や受検(験)者が少ない進学先については、十分な配慮が必要である。

エ 児童生徒指導

児童生徒への指導や教育相談・個人懇談において、当該児童生徒以外の個人が特定でき、その個人の権利利益を不当に害するおそれのある情報については、提供してはならない。ただし、児童生徒指導上、必要な範囲で提供する場合は、この限りでない。

【解説】

「児童生徒指導上、必要な範囲で提供する場合」の例としては、集団で問題を起こした場合の事実にかかわる情報、児童生徒が加害者と被害者などの関係であるとき、加害者の授業中の様子や反省の様子等の情報を、被害者に提供することなどである。

オ 教育実習生やゲストティーチャー等による個人情報の取扱い

教育実習生やゲストティーチャー等が児童生徒の指導にあたる場合は、個人情報保護の趣旨などを、活動開始前に十分に説明しなければならない。

【解説】

「活動開始前に十分に説明」する例としては、教職員の守秘義務や個人情報保護の重要性及びそのルールなどについて説明することである。

6 個人情報の閲覧について

卒業生が、卒業生名簿などの閲覧を申し出た場合は、「宇都宮市個人情報保護条例」に基づく本人からの個人情報開示請求により教育委員会事務局が対応する。なお、同窓会やPTAが管理している名簿については、それらが任意団体であるので、団体の判断となる。

【解説】

卒業生名簿や指導要録は、公文書にあたり教育委員会で対応するため、学校は、申し出があり次第、教育委員会事務局の所管課へ連絡する。

結びに

平成17年4月に『個人情報保護法』が施行され、個人情報に関する市民の関心が高まる一方、個人情報保護に対する過剰反応により、本来果たすべき職務が阻害されるという問題が発生している。また、市が保有する個人情報の取扱いは、『個人情報保護法』ではなく『宇都宮市個人情報保護条例』が適用となり、学校においても同様であるが、混乱している面もみられる。

このような状況の中、学校には、個人情報の収集や利用が教育活動の目的の範囲内で適正に行い、児童生徒の権利利益を侵害するおそれがないようにするなど、個人情報を取り扱う機関としての確に管理することが求められている。

学校の保有する児童生徒の個人情報は、本人にその開示、訂正等の自己情報のコントロール権があるが、児童生徒の発達段階を考慮し、基本的に保護者にも理解や同意を得ることが必要である。その際、児童生徒及び保護者の個人情報を収集・公表することにより、どのような不利益の可能性があるかを、当事者の立場になって考えるとともに、常日頃から個人情報の保護の趣旨を十分理解し、臨機応変に柔軟な判断ができる能力を高めていくことが、個人情報を扱っている学校の職員にとって、最も大切なことである。

このようなことから、教職員には、あらゆる機会を通して、個人情報の保護や情報公開などについて自己研鑽に励み、適切な対応をすることが求められている。

パスポートの電子申請、1冊1600万円！ で、E - T a xは？

～ 時事ニュース ～

(CNNニュース編集部)

パスポート電子申請1冊、1600万円なり！財務省が今(2006)年7月4日に、税金のムダ遣いを調査した結果だ。偽造パスポートだって、こんなに高くはあるまい。2年半の運用で、申請件数はたったの133件。「ムダ遣い大好き」の外務省の役人もビックリだろう。

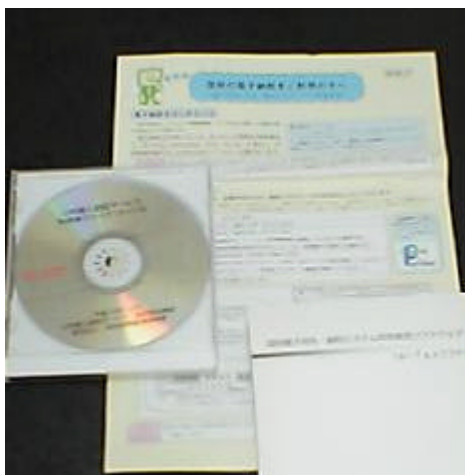
《お先真っ暗な政府の電子政府構想》

海外旅行に必須アイテムの一つがパスポート(旅券)。これからは、いちいち役所窓口に出向かなくとも自宅からインターネットでオンライン申請。これでパスポートがつくれ、自宅に送られてくる。本当に楽ちんな世の中になるはずだったのだが？実際には、そうは行かなかった。

申請者は、パソコン(PC)はもちろんのこと、住基ICカード+ICカードリーダー+申請ソフトを揃え、さらには市町村発行の戸籍謄本の都道府県への郵送等々、まったく使い勝手が悪い代物。これでは窓口に出向く方が簡便。

要は、頭でっかちの連中が考えたシステム

と、実際の運用とは、別ということだろう。結局、パスポートの電子申請は頓挫、2007年3月で打ち止めとか。早く



国税庁のE - T a xキット
(実は300万円位?)

やめてよかった。

まだまだムダ遣いはある。国税庁と税理士会などが普及に躍起になっているのがインターネットを使った「電子納税システム」だ。愛称はE - T a x。だが、この愛称からは想像を絶する、まるでド口船のような状態だ。これも、パスポートの電子申請と似通った運命にある。

一体どの程度の数の人が利用して、どの程度の開発費や運用費が掛かっているのか。パスポートのケースからして、これも想像を絶するほどの無駄遣いだろう。公表された2005年度の利用率は0.41%で、1件の申請に約4万円も経費がかかる例も報告されている。だが、この公表されている数字の真偽も定かではない。

税務署に行くとき盛んにPRしているE - T a x。「世はいいタックスの時代だ」と思って利用とした人の話では、うまく「ヒット」できるラッキーな人はほんの一握り、「宝くじ並み」では、との感想。「もういいタックス」の辞退派が大勢のようだ。

今年、まがい物のE - T a xに挑戦したA氏は、次のように語った。

《A氏のE - T a xの体験談》

申請したら、2週間くらいでCD-ROMが送られてきた。ところが、これを使って登録をする段になって、びっくり。

まず、仮の利用者識別番号と仮暗証番号を自分用にカスタマイズして、仮登録。これなら、ネットでここまでやって、これを入力したソフトをダウンロードすれば済むこと。何というムダ。最初に感じた疑問だ。

電子申告には、住基ネットを使うと聞いていた。誰しも、自分に入れ墨された11ケタの国民背番号である住民票コードを使うので

はないかと思うはず。だが、あのコード番号は単なる役所の整理番号。意味なし。むしろ、大事なのは、住民基本台帳ICカードに入っている「電子証明書」。で、最寄りの市役所に行って住基ICカードを申し込んだ。すると、係の人が驚いて、「何に使うのですか」と聞く。まさに、「成りすまし屋が来た」という感じだ。責任を問われるのを心配しての気遣いか？「E-Taxに使う」というと、「そうですか」といった安堵感を顔に浮かべる担当者。

連日、たくさんの方が申請に来ているのだと思いながら市役所へ行ったのだが、そうでもなさそう。まったくの当て外れ。

担当者は、このICカードは身分証明書も兼ねているという。写真が必要という。で、係の人がデジカメで、カーテンで仕切られた撮影スペースで撮ってくれるという。写真のないバージョンもあるはずだが？まあ、ここはひとまずお上には逆らわず。「社畜」のサラリーマンに徹した行動でお行儀よく「ハイ・チーズ」。所定の手続きを終えたら、「日後に取りに来てください」という。で、後日、待望のICカードをゲットした。

これで、やっと「本登録できる」と思ったが、甘かった。このカードを読み取るリーダーが必要なことが判明。で、近所の大型電気店に直行した。ところが、店員に聞いても、皆さん、「住基カード用リーダー。それって何？」。仕方なく、もう一度自宅へ戻り、ネットで調べ、別の電気店へ。そこで1台だけあったのをゲットした。

これで、ようやくすべてのツールが揃い、準備完了。ところが、ゲットしたリーダーが悪いのか、国税局のバリアーのせいなのか、うまく認証してもらえない。PCがフリーズの連続。どうにもならず。3日にわたり繰り返したあげく「挫折」。

この段階でE-Taxとは「絶交」。急いで、税務署から郵送されていた申告書Bに記入し、家から歩いて3分のところにある郵便ポストに投函、2時間でフィニッシュ。今年の確定申告は「悪夢」物語。

《誰も責任をとらない美しい国》

ネット・ショッピングやチケットのネット予約などは、何桁かの暗証番号で個人認証

(本人確認)が、実に簡単にできる。ところが、E-Taxとかでは、電子証明書とかわけのわからない暗号を使った個人認証の仕組みを入れるものだから、うまく作動しない。利用者が1ヶ月近くかけて準備しても、結局使えない代物。その上、支払調書などの添付書類は郵便で別送だって。「ウッソ〜」。これじゃ、確定申告書と一緒に郵送した方が簡単・便利、しかも安上がり。



PCにカードリーダーを接続完了

役所は、E-Taxで、国民・納税者をモルモットに、“人体実験”をやっているに等しい。こんなこと許されていいはずはない。で、今度は、政府が「電子証明書をやめようか？」といい出した。これは許せない。

E-Taxも住基ネットも、役人が、自分らのことだけを考え、利用者の利便性などまったく無視して立ち上げたシステム。こうしたシステムを開発・棚ぼた利益を得ているIT企業も、まったくの無責任。まさにITハイエナ。トライ・イット・アゲインの方が税金をたらふく食える。「企業責任より仕事つくって喰うのが先」といった連中。一方、誤ったIT戦略で犠牲者が出て、国税といっしょになって「狂気」の進軍ラッパを吹き続ける税理士会。彼らも共犯だ。机の引き出しに眠ったICカードはどうしてくれる。懲りない護送船団の面々。「戦争責任、それって何？」としらばくれて、ナショナリズムに走り出す輩とまったく同類。本当に「美しい国、日本」だ。

《新刊書・書評》

齋藤貴男 著
住基ネットの 真実 を暴く
 ~管理・監視社会に抗して
 岩波書店発行
 定価 480円+税

著者の齋藤貴男氏は、これまでも、住基ネット、監視社会問題、社会の右傾化傾向などを鋭くえぐる作品を、次々と世に出してきている。今回出版された『住基ネットの《真実》を暴く~管理・監視社会に抗して』は、2002年8月からはじまった住基ネット・システムの差し止め訴訟の原告としての著者の体験をもとに、まとめられた書物である。

本書は、2002年7月に東京地裁に起こされた住基ネット差し止め訴訟の流れを土台にした物語である。住基ネット(住民票コード+住民基本台帳ICカード)の危険性はもちろんのこと、監視カメラや指紋や顔面認識を使った生体認証技術(バイオメトリクス)を使った監視システムの危険性についても、平易に話を進めている。こうした問題は、PIJのCNNニュースでも、度々ふれてきたところでもある。CNNニュースの読者であれば、本書は、かなり容易に読み進められる。CNNニュースは、学者が片手間に仕上げているのであまりにも専門的・難解との批判もある。この点、本書は、一級のジャーナリストが書いたブックレットで、平易、現場取材の情報も盛沢山で、段違いに読みやすい。是非とも一読をすすめたい。

ICカードは、昔から“産官学”で推進されて

いる国策プロジェクト。NTTデータ通信などのIT企業、当時の通産省、東工大や慶応大などの御用学者が参加。ICカードで国民のプライバシーを管理しよう、ICカードを国内版パスポートにしようというのが、そもそもの発想の原点。元出雲市長であった岩国哲人現民主党衆議院議員や、岐阜県の裏金問題で公職追放となった梶原拓前知事、中山太郎自民党参院議員らがICカードの積極的推進派。こうした多彩な顔ぶれが陰日なたに出てくるのも本書の面白味。

監視国家化の流れは、靖国参拝、自衛隊のイラク派兵、対米追従・アジアペック視外交、憲法改正、教育基本法改正等々、ナショナリズムの傾向を強めてきた小泉政権の政策と無関係ではない。むしろ、密接に関係している。この右傾化した政権もやっと退陣。だが、その後継も「美しい国、日本」とか、右っぽく、そしてファジーなキャッチ。言っている本人も意味がわかっているのかどうかも怪しい。いっそのこと「美味しい料理、日本食」のキャッチ方が内外に分かりやすいのではないかと、思ってしまう。

齋藤貴男氏は、社会派ジャーナリストである。最近出版されたものを取り上げてみても、『プライバシー・クライシス』(文春新書、定価756円)、『「非国民」のすすめ』(筑摩書房、定価1,785円)、『小泉改革と監視社会』(岩波ブックレットNo.573号、定価504円)、『安心のファシズム』(岩波新書、定価735円)、『ルポ改憲潮流』(岩波新書、定価777円)、『空虚な小皇帝~「石原慎太郎」という問題』(岩波書店、1,785円)などと多彩。これらも、是非とも、一読をすすめたい。

編集及び発行人	プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ) 東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021 Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 中村克己 Published by Privacy International Japan (PIJ) IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan President Koji ISHIMURA Tel/Fax +81-3-3985-4590 http://www.pij-web.net 2006.10.10 発行 CNN ニュース No.47
---------	---

入会のご案内 季刊・CNNニュースは、PIJの会員(年間費1万円)の方にだけお送りしています。入会はPIJの口座にお振込み下さい。 郵便振込口座番号 00140-4-169829 ピー・アイ・ジェー (PIJ)

NetWorkのつづやき ・米の大富豪で投資家のウォーレン・バフェット氏が、約4兆3千億円もの慈善寄附。同氏は、一切無税。「税金で払って財務省に委ねるより、自分で使い途を選ぶ」。究極の“税金の徴収・使途民営化”かも。片や、自分の子孫に美田や票田を残すのが「美しい国、日本」。(N)
